

## 平成26年知立市議会 6月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成26年6月13日（金） 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

杉山 千春	田中 健	永田 起也	坂田 修
石川 信生	村上 直規	風間 勝治	

4. 欠席委員

高橋 憲二

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	加古 和市	協 働 推 進 課 長	野村 裕之
企 画 政 策 課 長	堀木田純一	総 務 部 長	岩瀬 博史
総 務 課 長	水谷 弘喜	安 心 安 全 課 長	高瀬 季治
税 務 課 長	三浦 勝幸	会 計 管 理 者	鈴木 健一
監査委員事務局長	平野 康夫	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	石川 典枝	教 育 庶 務 課 長	池田 立志
学 校 教 育 課 長	伊藤 武男	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	佐藤 豊
文 化 課 長	鶴田 常智		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 係 長	近藤 克好	議 事 係	野々山英里

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第35号	知立市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第36号	知立市税条例等の一部を改正する条例	〃
議案第37号	知立市都市計画税条例の一部を改正する条例	〃
議案第41号	平成26年度知立市一般会計補正予算（第2号）	〃
議案第42号	工事請負契約の締結について（知立南中（南棟）大規模改造工事）	〃
陳情第3号	憲法をいかして働く者の権利を守ることを求める陳情書	不採択
陳情第4号	憲法をいかして核兵器のない平和な世界を求める陳情書	〃
陳情第5号	適正な下請け単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定をを求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第6号	実効あるパート労働法の改正を行うとともに公務職場への適用をはかることを求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第7号	公務・公共サービス体制と機能を充実させるとともに暮らしを破壊する道州制の導入は行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書	〃

陳情第8号	地方交付税、国庫負担金・補助金を増やすとともに、地方交付税額の算定に「行革努力」を持ち込まず、本来の目的のために拡充することを求める意見書の提出を求める陳情書	不採択
陳情第9号	「給与制度の総合的見直し」は行わないことを求める意見書の提出をめる陳情書	〃
陳情第10号	消費税の税率を5%に戻し、社会保障の充実を図るとともに、金融取引税等の創設を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第11号	オスプレイの自衛隊への導入は行わず、米軍のオスプレイの配備の撤回、普天間基地の閉鎖・撤去を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第12号	核兵器のない世界をめざして積極的役割を果たすとともに、非核原則・武器輸出3原則を遵守し、米軍基地の撤去をすすめることを求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第13号	集団的自衛権の行使は認めず、「国家安全保障基本法」を制定しないことを求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第14号	特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第21号	特定秘密保護法の廃止を求める意見書に関する陳情書	〃

午前9時59分開会

○田中健委員長

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は18件、すなわち議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第41号、議案第42号、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号、陳情第7号、陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号、陳情第13号、陳情第14号、陳情第21号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第3号から陳情第14号及び陳情第21号の13件につきましては、趣旨説明の希望があります。

まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては本委員会に付託されました議案の審査が終了した後で行いますので、御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分で、複数の件数の場合はまとめて10分程度といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは、春の自治体キャラバン実行委員会より提出されました陳情第3号から陳情第14号までの提出者代理人、國村忠文さん、説明席にお座りください。

それでは國村さん、陳情第3号から陳情第14号までの趣旨説明をお願いします。

○國村忠文氏

企画文教委員会の委員の皆さん、おはようございます。

私ども、春の自治体キャラバン実行委員会と申しまして、愛知県労働組合総連合、自治労連、私は民間の中小企業の働く人々を組織をしております全労連全国一般労働組合愛知地方本部の出身でございます、國村忠文と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

趣旨説明ということで、私どもは、この5月6月と愛知県内の全ての地方自治体並びに議会の皆様に、この春の自治体キャラバンにおきましては大きなテーマとしては3つ柱として掲げております。最低賃金の改善、公契約の適正化、3つ目が平和憲法を守りということに取り組んでおりまして、さらにその中で地方自治体における非正規で働く方々の均等待遇をぜひ実現させていただきたいということ取り組みをしております。

私どもが地方自治体に提出をしております意見書の案文は全部で16個ございまして、その中で、主として先ほど申し上げた3つの大きな柱にかかわる部分で趣旨説明を申し上げたいというふうに思います。

最低賃金の問題と申しますのは、今、安倍首相のほうも国民の所得のアップなしに成長戦略が成り立たないという御認識をお持ちのようでございます。私どもは、全労連結成、そして愛知県労働組合総連合を結成しましたのは1989年でございますけれど、その時点から国民の所得が単に労働者の要求実現として高まっていくことが重要であるというだけではなくて、地域経済の活性化、そしてまた、循環型のよい経済サイクルをつくっていく上で、やはり地域住民の暮らしが豊かになることがどうしても必要であると。そのためには、やはり働く者、これは賃金のみを唯一の収入、所得の源泉としておるわけでございますから、賃上げということを実現を図っていきたくと。

労働組合は、金取り主義とかそういうふうに見られる方も、ままいらっしゃるかもわかりませんが、そうではないと。働く人々が豊かな暮らし、この物質的な経済的な生活がきちんと営めることが精神的な、あるいは文化文明という点でも極めて大事な役割を持っている。やはり物質文明

が豊穡なほど発展したともいわれますけれど、その中で、今、注目を受けておりますのは、非正規で働く人々が非常にふえている。そしてワーキングプアというNHKの番組でありましたように、貧困と格差がこれほど広がった時代は戦後ないんじゃないだろうかと。

こうした中で、やはり私たちが地方自治体並びに地方議会の皆さんに訴え申し上げておけることは、その地域で、例えば県などでも経済的波及効果ということで、どの産業に投資を図っていくのが重要かという経済活性化についてのそういう波及効果をもとにした試算なども出しておりまして、私ども愛労連もそういう点で、愛知県内における大企業の賃上げによって働く人々が所得が向上すれば、どういうふうに経済的な波及効果が及ぶか、どの産業分野に透過することによってそのような効果が得られるかということについての研究発表なども行ってまいりました。

その結果、なかなか地方自治体単位ではそうした経済的な実態調査等を行うことは難しいけれど、しかし、私どもが今、訴え申し上げておけるのは、リーマンショック直後のような非正規労働者の派遣切りといわれる大量のああいっただけ解雇、派遣元企業からすげっているところすら取り上げられてしまうというふうなそのような状態というのを、もう二度と引き起こさないようなそういう経済環境をしっかりとつくっていくということが住民の福利向上のためにも何よりも必要であろうというふうに考えているところです。

私どもの陳情趣旨の主たる部分として、最低賃金は国民の所得の最も低い人々に対する法的な担保を与えているというふうに思っております。いろいろと議論がございまして、ILOの基準と比べて生計費を唯一の基準としていないとか、使用者の社内能力、あるいはまた、類似労働者の賃金水準ということを入れているのは日本の最賃法においてちょっと問題があるのではないかというふうな話もございまして。

しかし、現に今、アメリカのオバマ大統領、あるいはスイスでは法定最低賃金というものの引き

上げということが大きく議論になっている。なぜこの世界不況が起こって以降、こういう国民所得の向上ということが重要な経済再生のための柱となるかということが1つの議論として起こっていることは間違いないのではないかと考えています。

私たちは、そうした点から、最低賃金、この所得の底上げのための法的な基準というのをこれを引き上げてほしいと申しておりますけれど、民主党政権の時代に一定の改正が行われて、生活保護との配慮だとかそういうことも今、実際に進められているところですけれど、現実には愛知県はAランクの中でも最も低い金額ということでございます。

私たちは昨年、全国で、ただ一カ所22円という引き上げが愛知県では実現をいたしましたけれど、やはりもともとが低いので、これは伊勢湾台風のときに住宅がたくさんつくられて、そのことによって生計費における算出基準が愛知県はちょっといびつになってるという話も聞くわけですけれど、そういうことについても働く人々の最も所得の低い層のそういう収入を向上させることが、身近に食料品とかさまざまな日用品を購入するという点でいうと、非常にまちの商店とか、さまざまなお弁当だとかいろんなものについて支出がふえていくということが大事であると。

1点目について随分時間を取りましたけれど、2点目の公契約の問題については、今、労務単価が去年、ことしと2年間にわたって建設だとかいろいろんなところで引き上がっておりまして、そして、その地方自治体の中で、野田市とか新宿方式とかいろんな形で公契約適正化の取り組みというのが地方自治体の皆さんの御努力もあって進んでおります。私たちは各自治体に訴えを申し上げているのは、担当職員が総合評価方式より、よりルールを明確化できる、こうした公契約条例を国がまず率先してつくるべきではないかという考えを持っております。まず国がつくり、その基準に準じて地方自治体でつくられるという、これが今のところ先に自治体のほうでできてというふうになります。私たちの認識では、担当職員の方々の労働

が軽減できるわけではなく、地方自治体における公共工事等さまざまな事業に携わっている業者の方々がコンプライアンスをしっかり守る、労働分野も含めて賃金の水準も含めて食べていける賃金保証ということをきちっと公契約条例が制定されれば、それを単に押しつけではなくてお互いのルールとして確認することができるという観点から、そういう公契約条例の適正化を行っています。

最低賃金の引き上げについても、同じように国がもっと助成を中小企業に対して行えば、中小企業が支払い能力で苦しむことなく最賃以上の額を働く人々に提供することができる。これらの国として働く人々、そしてまた、地域住民に責任を持てるような施策を早急に責任ある政権として果たしていくことこそがセーフティネットの根幹をつくることになるし、また、ナショナルミニマムが存在していない日本の社会条件のもとで、最低賃金を基礎として中小企業者、業者さまざまな形でナショナルミニマムが形成されていくことを私たちとしては望んでいるということでもあります。

それから、もう一つは、地方自治体でも非正規の職員の方がふえております。3点目に入っておりますけれど、この地域の住民であり、かつ、この地方自治体で働いていらっしゃる方々について、地方自治体がその働く尊厳を守ってもらいたい。安ければいいとか、確かに住民税を大切にしなければならぬという観点を私たちも当然有効な使い方をしてほしいという認識を持っておりますけれど、安い労働力、働く者としては誇りを失うようなことや、あるいはまた、仕事に責任が十分に発揮できないようなことではいけないのではないだろうか。現在の日本においては、青年層、女性層に集中的に雇用の劣化と所得の低廉、低額化というか、低位平準化ということが進んでおりまして、こういったことが社会問題としてあらわれてくる内容というのはワーキングプアというNHKの番組でも明らかになったことと思います。

そうした点からも、一刻も早く国連が掲げている貧困削減のプロセスをそれぞれの地盤のもとでしっかりと構築をしていくこと、こういうことを

私たちとしては各地方自治体の皆さんとともにゆっくりと、そういう方向として春の自治体キャラバンでは訴えをしております。どうぞ御清聴ありがとうございました。

以上で陳述を終わります。

○田中健委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問がありましたら、発言をお願いします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質問なしと認めます。これで陳情第3号から陳情第14号までの趣旨説明を終わります。

國村さん、傍聴席にお戻りください。

それでは、特定秘密保護法廃止を求める市民の会より提出されました陳情第21号の提出者、牧正彦さん、説明席にお座りください。

それでは、牧さん、陳情第21号の趣旨説明をお願いします。

○牧 正彦氏

陳情の趣旨説明の時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

ぜひこの陳情書の趣旨を酌み取っていただいて、国会あるいは政府に意見書を送付していただけるようにお願いしたいと思います。

それで、この陳情の理由を幾つか述べたいと思います。

1つは、従来国家機密というのはいろいろあるんですね。国家機密法もありますし、自衛隊法もありますし、恐らくこの市役所の中でも暗黙のうちに秘密になっている部分があると思うんです。なぜそれが新たに特定国家秘密法という法案をつくらぬといかんかったのかという、前回12月の本会議では、それは情報をほかの国からもらう必要があるというふうに話が討論のときの出まされたけれども、それは多分日米同盟の軍事機密の文言だと思っただけですね。それが軍事同盟を進化させるためにこれが必要だというふうに言われておるんじゃないかと思っただけです。

したがって、まず最初には、なぜこれが新たに

特定国家秘密法が必要なのかというこれについて、僕らは全然必要ないんじゃないかというふうに思います。今までの秘密法で何が困ったことが起こってるのかというと、多分ほとんどないと思います。あったらぜひその辺も皆さんで討論していただきたいというふうに思います。

2つ目は、一番大事な問題は、情報というのは国民にできるだけ開示されるべきであると。ところが、今度成立しましたこの秘密法は、どこまでが秘密になるのかということが明確でないと。行政機関の長がこれが秘密にすると言えば、どこまでも秘密になっていくという趣旨であります。国会でこれに歯どめをかけるというふうに言われましたけれども、附則の中にこれがあるわけですが、きょうの新聞を見ると、それも骨抜きになるというふうに報道されていますから、そのとおりなんだろうというふうに思います。

我々は、いろんな情報を得て市民が主権者としていろんな判断をしていくという一番大事な部分が民主主義の根幹だと思います。そこを失っては国家として成り立たないんじゃないかというふうに思いますので、この部分もきちっと大丈夫なら大丈夫、いや、違うんじゃないかというなら我々の不安を払拭してもらうように議論していただきたい。

3つ目は、国会というのが先ほど出ましたように、国の最高決定機関であるにもかかわらず、どうも行政が主導になっておりまして、国会に報告するのも拒否できるという非常におかしな形になっておると。国会議員は、もっと怒ってもいいと思うんですが、怒らないというのは、一体この国の形がどうなってきたんだという非常に疑問を抱かざるを得ない。

それから、最後のところですが、この機密が漏えいしたり取得した場合に罰則が科せられると。漏えいしたときに国家公務員法で罰則があるというのは、それは従前あるわけですが、この機密を取得する場合、例えば何が秘密かわかりませんから、たまたまあることを話しておったら、それが機密の部分だったとか、あるいは機密にい

かにもアクセスしたような形になったというときに、おまえは秘密を探っただろうという形で罰則が科せられるというおそれが十分あると思います。これは戦前のあれをたどれば、そういう事実はたくさんあります。そうでなくてもそういうことをでっち上げながら特定の人を拘束するということが十分起こり得るんじゃないかと。このことから皆さんで十分議論していただきたいというふうに思います。

この前の法案の段階で12月に皆さんに出しましたけれども、不採択になってしまいました。出してる団体の名前がちょっと違っておりますけど、出されている代表者の4人の名前は同じです。法案が法律になりましたけれども、施行はまだなんです。ですから、我々の意を十分酌んでいただいて、ぜひ採択していただけるようお願いしたいと思うんです。

ただし、僕らがこの趣旨を今でも説明しておりますが、この趣旨に沿ってきちっと議論していただきたいと。口はばかった言い方ですが、12月ではどういう議論がここでなされたかというのは特に触れませんが、皆さんよく知ってると思います。僕らが言った趣旨とはちょっと違うんじゃないかというですね。マスコミが悪いとか、国がそんなことをやるはずがないとか、そういうことを僕らは言っておるわけじゃない。ですから、きちっと議論して、ぜひ市民の代表として賛成なら賛成、不賛成なら不賛成で結構です。きちっとした意見を聞かせていただきたいというふうに思いますし、ちゃんと司会する委員長もおるわけですから、議論がちゃんとかみ合うようにやっていただきたいということをお願いして説明を終わります。ありがとうございます。

○田中健委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問がありましたら、発言をお願いします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質問なしと認めます。これで陳情第21号の趣旨

説明を終わります。

牧さん、傍聴席にお戻りください。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時21分

---

再開 午前10時22分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

議案第35号 知立市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○杉山委員

議案第35号 知立市非常勤消防団員の退職報償金支給条例の一部を改正する条例についてお伺いをいたします。

まず、3月議会一般質問でさせていただきました。その節にも元総務部長より、この件に関しましてこの政令は3月に公布になっておりまして、施行日は4月1日の予定になっておりますということで条例の改正につきましては衣浦連合との関係をしております市消防団を管理するこの5市で6月議会に上程していくというような予定でございますという御答弁をいただきました。

それによって、今回この6月議会でこの提案をしていただいたわけでありまして、本会議での質疑でもございました、この内容についての細かい数字も出ておりましたので、それについては省かせていただきますが、今回こういった条例に基づきまして新旧の改正後、改正前の金額も出ております。このときに3月議会にもあわせて私も年額報酬、また出勤手当等、部長からも報酬と費用弁償についてのお考えを伺ったわけですが、今回この対象に当たりまして、こういったほかの金額の報酬、費用弁償についてのお話し合い等はありませんでしょうか。

また、その点について、今後の考え方等もございましたらお示しください。

○安心安全課長

お尋ねの件につきまして、まず、今回につきましては退職報償金のみを更新させていただくということで、それについては衣浦東部の本部のほうにも予算の要求をしております、それで動いております。

今お尋ねのその他のものにつきましては、今後検討してまいるという、たしか答えをしておると思いますので、当然費用弁償を他の消防団とも比較しまして、適切な対処をしていきたいというふうで考えております。

○杉山委員

それで、このときにも報酬等の金額があがったということも含めて、質疑等での話もございました。やはり団員の方々がこれから意欲的に地域貢献もしていただく思いで、今までの働きに対する考え方も少しずつ変わってきているというふうに思うんですけども、このときにもう一点、こういった今回は142人が今、知立市の消防団員として働いていただいているわけですけども、こういった人のこれから拡大していく、また、後継を担っていただく方に対する取り組みという点で少し3月議会のときもお伺いいたしましたけれども、市としての企業への取り組みとか、大学への取り組みとか、あれ以降動いた点がありますでしょうか。

○安心安全課長

前回説明したもので以降は期間がなくて、それについては行っておりません。

今後ですが、私、個人的な考えですけども、自助、共助、公助の中の共助の部分では自主防災会、消防団が地域に一番役に立つと信じておりますので、当然その火を消すということ以外に自主防との連携なり、私どもの今回水防訓練にもたくさん参加していただきましたが、そういうことを含めて検討をしていければと考えております。

○杉山委員

今回、特に5月1日には鯖江市でしたかね、自主防災の方々も来ていただいたの防災に対するシンポジウムもございました。そういう点では、市

民の皆様も大変防災に対しての考え方、また、期待というものもたくさんいらっしゃると思いますし、御自身がそういったリーダーにもなっていただきたいという方もそういった面では拡大しているのかなというふうに思います。

さらに、やはりそういった点では、前回のときにもお答えとでもいただきましたけども、防災リーダーの養成ということでの予算もついただいていると思いますので、その点について、もっとこれからの計画等がございましたらお示しいただいて質問終わります。

○安心安全課長

今のところ、具体的にどうこうというお示しできるものは、まだ持ってありません。

○杉山委員

3月議会のときも市長に少し答弁をいただいていますので、この考え方についてお願いいたします。

○林市長

自主防災会がしっかりと機能していただくということで、できる限りの知立市として環境整備をしていきたいという思いでございます。その中で、3月議会御提案いただいた防災リーダーでありますとか、防災コーディネーターでありますとか、いろいろなそういった講座を自主防災会の方々に受けていただくように、そうしたものを積極的に自主防災会のほうに文書等を配付をさせていただいて、できる限りたくさんの方に受けていただくようお願いをしております。

また、先ほどの消防団との絡みでいいますと、先ほど安心安全課長申し上げましたように、消防団のOB会、消友会でありますとか団長会でありますとか、そういった方々に、たびたび時を見てというか、言わせていただける機会を見つけながら自主防災会への協力依頼をさせていただいているところであります、そうしたOB会の皆様方も非常に前向きに考えていただいているということで、非常にこれからも自主防災会とそうした現役の消防団、そして消防団のOBの皆様方との連携というのもこれからもしっかりと図っていただ

くような環境整備をしていきたいと思っております。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

○村上委員

簡単に質問させていただきますが、今、杉山委員のほうからも御質問がございました。冒頭にお話させていただきますが、やはり今回の退職報償金については、私は賛成の立場でございます。

そうはいうものの、今、消防団のほうについて、各4個分団あって35名の142名でしたかね、そういう状況になっておるかと思いますが、ここで今、退職金なものですから、その全体の1年間の1人当たりの報償金に対してどういうふうになつものかなということで少しお聞きしたいんですが、1人当たりの基本ベースの報償金というのは平均値で結構ですが、幾らぐらいになっておりますか。

○安心安全課長

今すぐ出ませんので、後でお答えさせていただきます。

○総務部長

かわりにお答えいたします。

本年度の予算でまいりますと、それぞれ年間の報償金については、団長ですとか階級によって違ってきますけど、それをトータル平均しますと、1人当たり3万7,676円であります。

○村上委員

これは年間通しての35名掛けるその分団の報償金ということになるかと思いますが、これ、基本的には個人に対して与えるものなのかなというふうに思いますが、それぞれの分団でどういうふうな活用の方法をしておるのか、私、今現在はわかっておりません。そうはいうものの、分団にお任せするのかなというふうに思います。

そして、もう一点ですが、これも急な質問で申しわけないんですが、1回当たりの出勤、人数割でまたこれも報償が出ると思うんですが、その1回出勤当たりどのぐらいの報償金が出るのかということ。

○安心安全課長



費用弁償につきましては、1回につき2,000円でございます。

○村上委員

そうしますと、それぞれの今どちらかという消防団のほうについては常備消防のほうがございまして、出動回数というのは非常に少ないかなというふうに思いますが、1回当たり2,000円ということで、これはそのときにかかわった人数で提出して支払っていただいておりますということなんです。

このことについては、私、消防団の皆さんが、恐らく報償金がほしくてやっとなとは思っておりません。このことについては、知立市の市民の安心と安全、生命と財産を守るために日夜活動されておられるかなというふうに思っております。

そこで、先ほど杉山委員からいろいろありました。そういうことについては触れませんが、今回どうしても私自身が消防団員のことに対して気がかりになっておることということで要望させていただきたいんですが、今現在の消防団員の皆様方が有事の際に活動されると。例えば火災に対して出動する、所管については鎮火までそこで待たれてやっておられるというふうに思います。

今、非常にどちらかという消防団員そのものの生命ということに対して危惧されるのが豪雨ですね、集中豪雨だとか、知立市には逢妻川、猿渡川の2級河川というのがあって、私まだ生まれてないんですが、過去には逢妻川が氾濫して知立神社の鳥居まできたと、こういう状況になって、そのときの消防団員の死者数、今わからないと思うんですが、亡くなられた方も恐らくおみえになるかと思えます。

この間の一般質問の中でも私、お話をさせていただいたんですが、東海豪雨のときにも逢妻川、結構際どいところまでいきまして、自主防災会、町内会、消防団の方が土のう積みをやったと。その土のう積みを自主防災会のほうが手伝いながら堤防を張って回ったと。というのは、堤防の漏水ということで、アリの一穴、ここからちょろちょろ流れると堤防が崩れてしまうという状況になると。

そういったときに、第一線で活動してもらおうという部分については、地元の方と所管の消防団員の方、この間の本会議の中で、消防団員の方の平均年齢は幾つですかという質問がされたかと思えます。一番多いのが20代から30代の前半ですねという話の中で、この世帯の推測をさせていただきますと、奥さんがいて、子供が大体2人ぐらいいるのかなと。働き盛りの大黒柱と。この方たちがこの場に出て活動をしていただくと。そんな中で、今現在の消防団員の方、有事に対して、悲しくも被災に遭ってしまったといったときに、どのような手だての保険だとか、どのような金額のものが今かけられているのかと、ここが一番私、危惧されます。

というのは、出動手当だとか、1人当たりの報償金、退職金、健康でやられているものですから、どちらかという余り団員そのものは苦にしてないと思えます。一番私どもも願う立場として苦になるのが、この保険の内容ということなんです。この辺のところをお示し願えればありがたいと思えます。

○安心安全課長

現在、今お尋ねの火災、水害、訓練等に参加しておられる場合もですが、消防団員等公務災害補償等責任共済というものに入っております、公務ということで認められましたら全額補償をするというふうにしております。

実際にも昨年、操法の訓練で、その前年にもけがをされた方もみえましたが、それについても費用についてはお支払いしております。

○村上委員

今、安心安全課長御答弁されましたけど、公務の場合、全額払うのは当たり前なんです。じゃなくて私が聞いておるのは、補償金額と大事な奥さんと子供を、その後どういうふうにされていくのかというところが一番大事なんです。知立市の将来を担う子供を抱えてやっておられると思うんですよ。その人たちをどういうふうにも補償してやるかと、ここが一番大事なんです。一線で働いていただく。決して亡くならなくても困り

ますよ。大事な命ですから。でも、万が一のときにどういう補償があるのかと。例えば今現在の公務災害ということで、惜しくも亡くなられた方がおみえになったときに、保険ということと、市民の生命と財産を守っていただく方なものですから、その人に対して市としてのどういう手だてをしていこうかなというお考えですね。

ここは私、はっきり言うと、膨らませてあげていただきたいなというふうに思います。きょうの中で恐らく御答弁できないと思います。十分所管の課長、部長、市長、副市長としっかり議論をしながら幹部会の中で一遍詰めていただきたいなというふうにと思いますが、お考えをお示してください。

○安心安全課長

今、村上委員のお話されたことは、当然さきの東日本大震災でも助けに向かって二百何十人の消防団員が亡くなったということで、それも踏まえまして、ことし、消防庁の長官から消防団のさらなる充実強化ということでされておりますので、その点につきましては、私どもも十分理解しております。

また、知立市の消防団も士気も高く、年齢構成もよそと比べて一番働きになる壮年というんですか、そういうところの年代が多ございますので、当然そういうことを前向きに検討していきたいと考えております。

○総務部長

安心安全課長が御返事したとおりでございます。まさに知立市の消防団員は、他市と比べますとほんとに働き盛りの家庭でいいますと大黒柱の重要な方々が担っていただいております。

したがって、国の考え方としても消防団員のさらなる処遇改善ということで、消防団員の皆様方が一日も活動しやすい、毎日お仕事する中で活動していただいている、半ばボランティア的な団体でございますので、そういった方に報いるためにも処遇については、今後もさまざまな面で改善を図っていききたいなというふうに考えております。

○村上委員

私の質問の仕方が悪かったかなというふうに思いますが、市長にも考え方を示してもらいたいなというふうに思います。今の件で、今後どういうふうにされるか。

さっき最後にしようかなと思ったんですが、総務部長も処遇改善をすると、これは当然のことかもわかりませんが、一番私は重きにおいてほしいのが、ここなんですよ。何かあったときには安心して活動に出れる、何かあったときにはわかるなということがね、女房、子供の面倒は見えてやるぞというぐらいのものがないと、そういう思いがないとだめかなというふうに思います。

最後に市長、いいですかね、答弁よろしくお願います。

○林市長

今の村上委員の御質問であります。今、答弁させていただいたのは、公務災害が発生したときの保険がどうだよという、そういった回答であったんですけども、例えば災害見舞金、弔慰金等々できる限りのことは市としてやっていくということは大事な事かなと思っております。

参考になるのは、先ほど安心安全課長申し上げましたように、東日本大震災のときにたくさんの消防団員がお亡くなりになられたそうしたときに、どういった市が対応をしたかということも当然参考にさせていただきながら、知立市として消防団員の方々が、いざとなったときにしっかりと自分の体を張ってこの知立市のために災害を防いで減災のために活動していただく、そんなことを報いるというためにも市としてできる限りの対応は通常の際に、常時無事のときに考えておくということは大事な事かなと思っております。

一応幹部会のほうで、保険ではどこまでやれるか、また、保険以外にどういったことができるかということもさらに詰めていかなければいけないなど改めて認識をさせていただいているところでございます。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号について、挙手により採決します。

議案第35号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第35号 知立市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第36号 知立市税条例等の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号について、挙手により採決します。

議案第36号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第36号 知立市税条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第37号 知立市都市計画税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号について、挙手により採決します。

議案第37号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第37号 知立市都市計画税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第41号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○石川委員

ちょっと教えてほしいんですが、予算書19ページ、質疑でもありましたんですが、社会保障税番号制度対応システム整備委託料というものですね、これにつきましてマイナンバーというのを本会議

では、ばばっと内容を説明されましたのですが、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○企画政策課長

マイナンバーにつきましては、個人に重複のない個人番号を、12桁を予定しているんですけども、附番をしまして、税、保険、年金制度、各機関におきまして、その番号を使いまして手続等に関しまして簡素化を図るための制度でございます。

○石川委員

今言われました中で、12桁の番号もいいんですが、その中身を今わかっているのが、本会議では8項目ぐらい言われたと思うんですが、今言われたのは税、保険、年金、そこまでしか言われてないんですが、もうちょっとわかっている範囲のものを言ってほしいんですが。

○企画政策課長

こちらのマイナンバーを利用しまして、現在定められている内容につきましては、社会保障の関連でいきますと年金関係、雇用保険の資格取得等に関する事務、医療保険等の保険料徴収、福祉分野に対しましては給付、生活保護関連、税におきましては、先ほども言いました税の関係で税務当局に提出します確定申告書等、災害対策としまして被災者台帳等の作成事務、こういったものが予定されております。

○石川委員

それぞれ番号がつかまして一元化されるということでもありますけども、今言われたような中身が全部ずっと網羅されて入るということであるのかなと、そんなふうと思うんですが、あといろいろ本会議でも順次予定をずっと伺いましたけども、平成27年の10月に番号通知をして平成28年の4月に交付して、平成29年の4月から本格開始だということ、まだ余り詳細がわからない部分もあるのかなと思います。

そこで、今あります住基ネットですね、ここら辺との関係はどのように理解したらいいんでしょうか。恐らくカードとしては今の住基ネットカードと同じようなものが、これは管轄外になりますか。でも、カードのものとしては大体同じような

カードになるのではないかなと想定されるんですが、お聞きしたいと思います。

○企画政策課長

今回、マイナンバーにおきますカードにつきましては、現在、住基カードというものを取得している方もいらっしゃるんですけども、こちらの個人番号カードを取得するに当たりましては、個人番号カードとの重複処理はできないということになっております。

○石川委員

重複されないということは、住基カードは現在運転免許証等を返却された方々にとっては、それが身分を証明するものかわりになるということはあるわけですけど、これはいろいろあとずっと見てこないといかんのですが、マイナンバーと住基カードというものが重複できないということがあるということは、カードを2枚持つような形になるのかなというんですが、そういうふうでいいわけですか、開始されると。

○企画政策課長

重複できないということになりますので、個人番号カードを希望される方については、住基カードのほうを返却いただくという形になるかと思えます。

○石川委員

返却するという形になるわけですね。それ1枚になっちゃうということですね。

○企画政策課長

重複できないということになりますので、個人番号カードを希望される方については返却するよう形になるかと思えます。

○石川委員

ということは、それぞれ皆さんが1枚のカードを持っているということですが、想定されるカードとしては、大きさとしては多分今と同じだろうと思うんですね、住基カードみたいですので。それで写真も恐らくつかないと、その人だということがわからないから写真もつくわけですね。

それで、一連のものが全部わかるという形になるわけなんです、これは全国で唯一その人の番

号ということになるわけですね。日本の中どこにおいても、例えば12桁の1番といえば石川信生だよといえば石川信生ということになって全部がわかるということなんですね。

その中で、これがそういう形なんですけど、全部網羅するまでには平成29年7月の開始ということなんですけど、相当準備が必要じゃないですか。ここでただいま出てますが、補正予算で4,333万3,000円ということですが、皆さん、全部が網羅できないかんわけだから、相当な準備時間が必要じゃないかなと思われるんですが、そこら辺は担当者としてどうですか。

○企画政策課長

準備に関しましては、今回補正であげさせていただきましたシステム改修、これで全てが平成29年7月の供用開始に当たるシステム改修ではございません。また、来年度におきましては、今回は個人番号カードのほう平成27年10月に発送ということになりますので、そちらのシステム改修を最優先しまして、その後、平成27年度におきましては運用面に関してのシステム改修が当然必要になってくるかと思っております。

○石川委員

まず、当面一番最初が平成27年10月に番号通知をするということですが、全員のところへ通知するわけですね。その通知ってどんな内容なのか知りませんが、あなたの番号は何番ですよというような通知になるのか、どんなような形のものがあるかというのは想定できます、今、まだわからないですか。

○企画政策課長

通知のほうにつきましては、通知カードという形で番号を当然お知らせします。その中に個人番号カードが必要な方については申請をしてくださいという形になっております。

実際に個人番号カードがなくても通知カードと自分の身分証明書を利用することによってこの制度の利用ができるという中身になっております。

逆に、個人番号を取得した方については、個人番号自体が身分証明的なもの、先ほど言いました

写真だとかそういったものが入ってますので、番号カードを取得した方については、そのカードでこのシステムが利用できると、こういった内容になるかと思っております。

○石川委員

まだ大変不明なところが多いかと思っておりますけど、逐次また予算も計上されると思っておりますけど、これは国庫支出金ですので市としてのものはないわけなんですけど、相当な事務量は予想されるわけなんですよね。それについては、またお問い合わせ等もしていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りします。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時53分

---

再開 午前11時03分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○杉山委員

1点お伺いいたします。

20ページの教育費、教育総務費でございます。知立のふるさとカルタ普及事業につきまして、本会議の質疑でもございましたが、もう一回お示しください。

○学校教育課長

ふるさとカルタということで、岡田ふじみ元学校の教諭でありました。それから、松井節子、これは郷土史の講師です。松井先生のほうが身体障がい者福祉施設で、その受講生とともに歌をつくられて、それを岡田ふじみ先生の娘のほうが絵をかいて、ふるさとカルタの原画、歌のほうを知立市教育委員会のほうに寄贈していただきました。

趣旨は、子供たちの育成、子供たちを楽しみながら知立市のよさを学んでほしい、そういったことに活用してほしいということです。なお、同時に300万円をいただきました。

以上です。

○杉山委員

私も見せていただきました。中央公民館で見させていだきときに、歌と知立市の歴史がわかる部分と、それからほんとに優しい絵で、一周して感動したわけですけども、子供たちの育成に対してという思いがあふれ出る感じでした。そういった思いでまた御寄贈していただいたというふうに思います。ですので、やはり多額のお金も寄附していただいたわけで、大事に使っていかなくてはいけない事業だというふうに思っております。

それで、本会議のときに少し御答弁いただいた中でも、子供たちの授業としても形にしたものとして、ここでは印刷製本ということですので、それをかるたとして使っていけるような形にしていくということだというふうに思いますけれども、これは授業の中で意義をとどめながら使って教育指導といいますか、道徳教育にもなるかというふうに思うんですけども、もしくはイベント的です、イベントという言い方はおかしいかもわかりませんが、これを記念してのまたそういったものもやはり一回きりではなく、また継続的にも何かの形でというのを感じておりますが、その辺で何か計画的なものがありましたらお示しください。

#### ○学校教育課長

まず、かるたのほうをつくっておりませんので、とにかくこの議会承認いただいたらかるたのほうをきちっとつくって、今学校のほうを必ず渡していきたいと思っております。

学校だけではなくて、児童センターあるいは公民館、図書館、放課後子ども教室なんかでも活用できると思いますし、教育委員会がもっている外国人の早期適応教室、かきつばた教室、むすびあい教室、もやいこハウスなんかでももっていきなと。障がい者施設や福祉施設のほうにも声をかけて、もしよろしければという思いもあります。学校だけではなくて、いろんなところに声をかけて、ただ、配っても需要がなければ意味はないので、ほんとに活用してもらえるかということで、学校のほうにまずこれは寄贈者の意思でもありますので配っていきなと思っておりますが、学校のほうで活用していただいて、そうした中でアイデアを出し

ていただきたいなと思っております。寄贈者の思いというか、自然な形で楽しみながら知立市のよさを学ぶということなので、そうした面で、どういった活用の仕方があるのか。その中で、今杉山委員が言われました知立市でも百人一首大会をやっておりますが、そういったところで、例えばですけど、低学年はかるた取りということで親しめる。

ただ、競争ということ余り意識させてはいけない、百人一首と違ってということもあるので、そういった兼ね合いも考えながら学校と協議しながらつくり上げていきたいなと思っております。

以上です。

#### ○杉山委員

最後にしたいと思いますけれども、今回は印刷製本費ということなので何セットか分の印刷製本費だと思うんですね。これからそれを今言っていたいただいた箇所にお配りしながら、こういった趣旨だということで説明していただきながらやっていただくということで、毎年私は確認ができる、今回は一定期間、中央公民館で展示していただいて、そういった新聞にも載せていただいたので、市民の皆様にもすばらしいことがあったんだということはわかっていただいていると思うんですけども、今言われたように、大会という言葉がいいのか悪いのかわかりませんが、そういったものをずっと思いを引き続けるような継続できるような形でのものができるといいなというふうにも思いますので、そういったときに、また当初予算が若干入るようであれば、また教育関係のほうでつくっていただきながら、ずっと長く継続していただける事業としていただきたいなという思いがありますので、よろしく願いいたします。

ちょっと市長のコメントをいただきたいというふうに思います。

#### ○林市長

非常にわかりやすく、そして温かみを感じることのできるかるたでありまして、小さいころからああいったかるたを通して、遊びを通して知立市のことが自然に知っていただける、そんなことも

かるたを使うことによって効用があるというふう  
に思っておりますので、今、学校教育課長が申し  
上げましたように、例えば百人一首大会等に定期  
的にやるとか、いろんなアイデアを子供たちのほ  
うからも出していただきながら有効活用をしてい  
きたいと考えております。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終  
わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号について、挙手により採決します。

議案第41号は原案のとおり可決することに賛成  
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第41号 平成  
26年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、  
原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第42号 工事請負契約の締結について(知  
立南中(南棟)大規模改造工事)の件を議題とし  
ます。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○石川委員

何遍か重複しちゃうかもわかりませんが、ち  
よっと概要についてお尋ねしたいと思うんです  
けど、全部の工事が組まれてこの金額で今落札さ  
れたんですかね。

この解説によりますと、内部工事として解体撤

去作業が内部改修工事、電気設備、機械設備とか  
ありますが、これは何か別だというようなこと  
を聞いたような気がしますし、ちょっとそこら辺  
のところを説明していただけますか。

○教育庶務課長

知立南中学の南棟の大規模工事の今回お出しし  
ました工事の中身ということでの御質問かと思  
います。

今回の工事につきましては、内部工事と外部工  
事に分けさせていただいております。外部工事の  
内容につきましては、外壁の工事ということで外  
壁改造工事、こちらのほうは壁等の亀裂した部分  
の改修工事についての防水塗装工事、建具工事と  
改造工事といたしましては、建具の取りかえ、こ  
れは窓ですとか扉をかえさせていただきます。

それから、エキスパンションのジョイントとい  
うことで、渡り廊下の接合部分ですね、こちらの  
ジョイントを取りかえいたします。

もう一つの内部工事につきましては、細かくな  
りますけど御説明差し上げますと、今回、職員室  
がございまして。職員室のフロアのOA化、保健室  
もありませんので保健室の改修、多目的トイレの設  
置、普通教室においては床の取りかえ、廊下と教  
室の間の木製のパーテーションへの交換、現在使  
っております黒板とかロッカー、掲示板と壁の改  
修と再塗装も行います。

それから、あとほかの教室におきましては、調  
理実習室では教員用の調理台ですとか、生徒の調  
理台の取りかえ、床の改修、理科室、音楽室もご  
ざいまして、建具の改修、壁の改修、床の改修  
を行います。

それからあと、今のは教室の部分でござい  
ますが、廊下、階段においても同じように床の改  
修、腰壁を設置したりですとか、廊下にあります流  
し場の改修を行います。

外部工事、内部工事につきましては、主なもの  
が以上でございまして。

○石川委員

屋根とかそんなものは全然触らないわけですか。  
床とか今説明があったように、腰とかそういうも

のをやるというということなんですか。屋根自体はそのまま残るんですか。

○教育庶務課長

今、屋根の防水の関係の今回はというような御質問と思います。屋根の防水につきましては、昨年度、太陽光設備のほうの工事にあわせて平成25年度に実施させていただいておりますので、南棟につきましては屋根の防水工事は今回含まれておりません。

○石川委員

柱、その他のほうは、全部そのまま残っているという形でいいわけですね。

ちょっとまた初歩的なことを教えてほしいんですが、入札の件で、入札執行調書の中で評価点、評価値というのがあるんですが、これをちょっと説明してもらえませんか。

○総務課長

今回の知立南中大規模改造工事につきましては、総合評価落札方式という形の入札を実施しております。この評価点並びに評価値につきましては、価格のみに基づく入札という形ではなくて、その他の項目、例えばと同種の工事に関する実績ですとか、工事実績の成績、あるいは地域貢献といったものを加味したものがこの評価点というものになるわけです。

今回の南中の大規模改造で申し上げますと、まず、企業の技術力に関する事項といたしまして配点を7点設定しております。それから、配置予定技術者の能力に関する事項、こちらを5点の配点で設定しております。

また、地域精通度、地域貢献度に関する事項といたしまして、8点の配点をしております。合計で20点満点という形になるわけですが、それぞれの評価点というところにあるところの100点以上の点数、ここが今、申しあげました加算点という扱いになります。加算点に参加資格のある業者につきましては100点の標準点を加えて百何点という形の評価点になるわけです。

この評価点と入札をいただきました金額、これに基づきまして評価値というものを求めるわけで

ございますが、ここにつきましては除算式という方式でもちまして計算式をあらかじめ設定しております。その計算式を申し上げますと、この評価値というのは、今申しあげました標準点、加算点を加えた評価点に対しまして入札価格を除いて評価値という形の計算をした結果の値でございます。

以上です。

○石川委員

評価点というものがあって、それでまたそれが20点満点だと、そして、入札金額に除算式で、割った数字ということで評価値が出るんだということなんですが、ちょっと聞いております中で、地域貢献度とかそういうのがありますね、それが何点であったというのは、どうやって算定するんですか。

○総務課長

まず、この総合評価落札方式におきます各項目の点数につきましては、知立市指名審査委員会の中でその項目と評価基準の案を作成いたします。その案に基づきまして外部委員の意見聴取ということで、知立市の場合は愛知県の建設部総合評価審査委員会、こちらへ委託をしておるわけですが、こちらへお諮りをいたします。そこでいただいた意見聴取の結果、再度知立市指名審査委員会において最終的な決定がなされるわけでございます。そういう手続によって地域貢献度に対する項目も設定しております。

今回の南中大規模改修の評価点という形の地域貢献度のところにつきましては、災害協定に基づく活動の有無ですとか、下請事業者へ知立市の下請事業者を採用予定があるかないか、それから、ボランティア活動の実績、労働福祉の状況等々の加算点で合計8点という配点を定めました。

以上です。

○石川委員

ということは、それぞれの企業が、うちはこういうことをやりましたと、こういうことをやりましたと、貢献度についてはこういうものをやりましたよということと一緒に添えて出すわけですね。それに対していろんな基準があるので、これやっ



てもらったら何点とか言いながら点数をつけるということで、全部で8点だと、この地域貢献度というのはね、そういう意味合いでいいんですかね。

私、前一度視察したときに、道路愛護ということで道路の2キロぐらいの間は、うちの社員が全部、草やごみを取りますよというようなことをやってるんですね。それは何でだという話を聞いたら地域貢献度だというような話なんですけど、そういうものをこういう行為をやりましたということを出社が出すわけですね、こっちの市のほうに対して。そういうことなんですね、ちょっとお聞かせください。

○総務課長

まさしく今、御質問おっしゃられたとおりのこととございまして、あらかじめ入札に参加する際に、入札参加書というものの御提出いただきます。その中で、そういったさまざまな状況を確認させていただきまして点数を加算させていただくということになっております。

○石川委員

わかりました。県のほうの力も借りながら、また審査会で決定するということですね。その点はわかりましたけど、あと、基本的に大規模改修なんですけど、今言われたように、骨組みとか屋根とかそういうものは変わらずにやられると。外壁も変わるということでやられるわけなんですけど、私、以前も申し上げましたけど、この屋根はそのままだから、今、教育部のほうで設置した教育的な太陽光発電の機械はそのまま動くわけでしょう。それで、そういう改修とかそういうときに、あわせて屋根とかそういうものは全然触らないということならともかく、防水のことしか今、言われませんでしたけど、一歩進んだ考え方をして、それがどれぐらいのお金かかってという試算はせないかんわけですが、せつかくですから、これから次の世代のことを考えれば、思い切った大きな太陽光発電の設備も屋根につけてしまうと。学校の電気を賄ってしまうというような発想というのは、ちょっとできないですかね、担当としては。そういうものをやれば、後々の先行投資ではありますけど、

大体今、通常でも七、八年になると電気代との相殺でもとがとれるよというようなことがあるんですが、そういうものを積極的に取り組むような考えとか、あるいはそういうことをやってみようかなということ資料なりを取り寄せてやっておるのかというようなところをちょっとお聞きしたいなと思うんですが。

○教育庶務課長

今、石川委員のおっしゃったのは、また新たにきれいな設備としてお建てになったらどうだというような御提案かと思うんですけども、一昨年度、平成24年度に私どものほうで知立市学校施設整備計画というものを作成させていただきました、現存する建物、これが1960年代の後半から1970年、1980年にかけて小学校、中学校が建てられています。そちらのほうの小・中学校の耐用年数というのは決まっております、そちらに対して私たちは今まで耐震化の整備も行ってきましたし、それぞれ手も入れてまいりました。

その中で整備計画をやったのは、今の設備がどれぐらい今後、長寿命化として耐久がもたせられるかということで、その劣化度の調査等をさせていただきます、今、その結果に基づきまして徐々に手を加えさせていただいて長寿命化を図って、やはり財政の問題、お金の問題もございまして、平準化を図るということで、そういった整備計画をつくりまして、長寿命化を図りながら延命措置を考えておまして、今すぐ新しくお建てになるという考えのほうは持っておりません。

○石川委員

新しいじゃなくてね、それだけのことを大規模にやるんだから、そういう考え方とか発想はできないもんかねと、同じことをやるときにね。それにまだ私も資料をきょうは集めてないのでわかりませんが、学校を全部太陽光発電で賄おうという考え方を持つか持たないかなんですよ。お金はかかるかもわからんので、それをやると幾らかかっちゃうよということも聞かなければ、やったほうがいいんじゃないという思いがあるじゃないですか。いつもお金がないでちびりちびりとやっ

ていては、先までいっても同じことじゃないですか。だから、そういう1つの大規模改修というお金を使うときに、そこら辺の発想は出ないのですかということをお聞きしているんですが、教育部長。

○教育部長

太陽光を先行投資で設置してはと、そういう考えはいかがでしょうかということだと思んですけども、今回、南中学校南棟のほうには太陽光を設置させていただいたんですけども、賄える電気量の金額にしますと、全部賄おうと思いますと運動場も全て使うような規模になると思います。

今回、太陽光設備のほうを設置させていただいたんですけど、交付金とかを活用して、うちのほうの負担を少なくして何とか災害時のことを視野に入れてという趣旨でさせていただいております。電気量もピークカットと申しまして、少し軽減するというのも視野に入れてやっているんですけど、全ての電気を賄おうと思いますと、かなりの規模になって、ちょっとその採算性がなかなか難しいのではないかとというふうに考えております。

○石川委員

確かに大変なんです。だけど、どれぐらいのものかということをつかんでもらわないかと思うんですね。1校やるとすると太陽光の設置すると幾らかかっちゃうよと。とても今やれないわということなんです。これは災害の立場とかいろんなもので、今それが一番有効じゃないかと、通常の電気はとまってしまう可能性があるから、ですから、例えば避難所になるような体育館でも電気がつくというようなことも総合的に考えるべきではないかと思うんですね。

それで、これは南中やってしまうと、これは南中は終わっちゃったよなんてことで次のほうへいっちゃうじゃないですか。次のときのところでも、そういう拠点となる学校だなということなら、やはりそれぐらいの設備のことをやってもいいし、また太陽光発電に対しての国家の補助もあるかもわからないですね。これはここら辺も全部調べな

いかんわけですが、そういうものやっっていけば、それをやったほうが後々ずっと、今はお金がないでそれで進めていっていったら、結局はずっとどこまでいってもお金がないわけで、お金が十分あるなんてことはあり得ないですが、これはちょっと副市長どうですか、計画的にそういうものを進めていくべきじゃないかなと。

○清水副市長

石川委員の御提案でございますけども、現実、今、小学校、中学校については教育用というようなことでの小規模といいますか、太陽光発電設備を設置をさせていただいております。一部中学校においては、災害時の活用も可能だということでございます。

それから、もう一つは、昨年公共施設の屋根を民間に開放して、そこで太陽光発電の事業をやっていただくというようなことも知立市は進めておりまして、昨年度それぞれ市内の業者を含めて契約をさせていただいて、今年度準備と工事というようなことで進めさせていただいているというのが現状でございますので、今の御質問者の御提案も非常に私ども参考にさせていただきたい中身ではございますけども、今そういったことで小・中学校を中心にした公共施設も屋上の活用も今並行して進めておりますので、その辺がうまく調整ができるのかどうか、その辺のこともありますが、御提案としてお受けさせていただきたいと思っております。

○石川委員

何も今のやつをすぐやれといって変更せえとかそんな話をしていないんだけど、そういう発想を持ってこれからも進まない、屋根貸しを全部やりますよという話になってますから全部屋根につくと思いますね。それはそのまま災害時に使えるものだと我々は思ってますけど、使えるようにしてもらえんと思うんだけど、それでやって20年間お金が入りますとかいう話ですが、余り大した金額じゃないんですね。果たしてそれが屋根貸ししちゃったほうがメリットがあるのか、あるいは自分たちで先行投資をやっ、七、八年た

てば回収できると。全校でやる必要はないんですが、大体災害の拠点になる学校というのはわかるじゃないですか。例えば知立小学校とか大規模なところはね。そのようなところに思い切った先行投資をする考えを持つべきじゃないかなと私は思うんですが、屋根貸しの今の当面は何もコストかかりません。載せていってくれるから。年間幾らか入ると、目先のことはいいんですが、もう20年たったあとはどうなるかと、あるいは途中で校舎の屋根は変えませんかというんですよといったって新しく変えるときなんかはどうするんだとか、いろんなものが生じてくるわけですね。

だから、これは今の大規模改修で向こう30年ぐらいもちますよという話なんですけど、30年の間だったら太陽光のもとも引けると思いますので、私が言っているのは、それが絶対いいからやれというわけじゃなくて、そういう発想もしながら、そちらのほうの研究もして、やっぱりとてもこれはいかなのでこちらでいこうと。当然屋根貸しのときもそういう発想をされたと思うんですけど、そういうことも大規模にやるときには、やっぱり考えるべきだと思いますね。

今、知立市内でもCO<sub>2</sub>の話なんかはまだ話題に出てませんが、出るとやっぱり太陽光発電をせないかんじゃないとか、そういう発想にもつながっていくわけですから、私はそういう先々の投資のことも考えるべきだと。今はお金がないからと言って、ちまちまというか言葉が悪いかもわかりませんが、それだけやっていると根本的なものがなかなか変わっていかないと、そんなふうを感じるんですが、市長その点で、最後にお考えをお聞かせください。

○林市長

今回の提案については、今、私ども申し上げましたとおり、屋根貸し事業としてまずは民間の方につけていただいて、当然ながら災害時においては避難所になりますので、そのときはそうした電源も使わせていただくわけでありませうけれども、一方で、今、石川委員おっしゃられたように、全部を太陽光で賄うとなると、教育部長申し上げま

したように、グラウンドいっぱい太陽光を敷き詰めるというそういうような格好にもなるわけでありまして、非常にそれは今の段階では現実的ではなかったのかなという思いがあります。

しかしながら、石川委員おっしゃられるように、常に大規模改修をするときにはいろんな視点で考えていかなければいけない、それは私も同感でありますので、これからも改修、改造していくときにはいろんな視点から、なかなか改造、改修は1回やれば何年先になるかわからないわけでありませうから、そういったいろんな視点で考えていかなければいけないと改めて感じております。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

○杉山委員

1点だけお聞かせください。

今回の大規模改修が南中学校に至ったときに、先ほど総務課長が言われましたように長寿命計画の中で建物の健康診断をしていただきました。その中で、コンクリートの酸性化ですか、そういった形で南中学校が一番劣化しているということで対象になったということで今回に至っているというふうになっております。

その中で、前、教育部長にもお聞きしたんですけども、今回は一番最初に建てられたときに昭和57年の奥村組で今回建てていただいたというお話を伺いました。

今回、私の個人的な主婦の立場からすると、一戸建てを建て直せるわけじゃなくて、どこか大きなところをリフォームすることになりますね。そうすると悪くなっているところの内部の部分が今回悪いということで、それを劣化している原因になっている部分が明確になったからというか、そこは劣化として数字は出たわけですけど、何が原因だったかという、南中学校はどうして一番劣化したかという原因までは追求できずに、今回大改修という形になって、それすごくありがたいわけですけど、そういった中で、次、入札で今回会社の方々が入札していただいて、そういったときに次に直されるときに、素材とか材料とかそ

ういった部分で、一主婦とすると一番安い工務店に頼むとします。そうすると、うちはこれだけでやりますよと言われたときに、材料はどうだったのと聞いたときに、後で見たら、外はきれいに張りましたれども中の材料はねというようなことをすぐ感じてしまうわけですけど、こういったものに対して、先ほど示していただいた箇所数のところ、工事関係者も違うわけですけども、特に中に対する部分では、これから耐震化のことも含めて長寿命化の計画の中での大事な部材というか、そういった材料についての点はお示ししていただいているわけでしょうか。

○教育庶務課長

今回こちらのほうの低入札価格ということで調査会のほうも開かれた際に、やはりその品質ということにつきましては、中学校で生徒たちが使うということもございますので、その品質の確保、今、杉山委員おっしゃられました長寿化にもつながるものでございますので、その品質の確保につきましてはしっかりとしたものを使っただくようにお願いをしております。

○杉山委員

当然しっかりとしたものを使っただくんですけど、それは今回値段的にこの部材を使うからって各会社が同じものを一斉に使って、そこはきっと原材料の仕入れ価格まで違ってくるのかもわかりませんが、そういったこちらからこれ以上の企画とか規定といったようなものはあるんですか。それとも会社の方のほうで、こういったものですか。それとも大丈夫ですよとか、そういったものがあるんでしょうか。

○教育庶務課長

今回も確認したんですけども、工事の内容、部材や何かで価格を下げたのではなくして、企業の努力というんですか、利益率を下げたということですので、その工事の内容等につきましては、私どものほうから指定したもので適正なものを使っただくということをお願いしております。

○杉山委員

そして、途中途中で検査されるというふうと思

うんですけども、この改修のどの段階でチェックするポイントとか何かあるんでしょうか。最後までわからないということですか。

○教育庶務課長

工事をやっておる期間中、細部にわたって何度となく1週間、あるいは2週間ごとに業者とも打ち合わせ等も頻繁に行うようにし、現場のほうも確認をしますし、それから、管理のほうも委託をさせていただきますので、しっかりとそこら辺の管理運営についてもチェックのほうをさせていただくということをお願いしていきたいと思います。

○杉山委員

もう一点の懸念は、先日質疑のほうでも佐藤議員がおっしゃっていらっしゃいましたように、やはり高場住宅の件がございまして、そういった点では部内の方々も神経を細やかにされているというふうに思うんですけども、安い金額で、それは企業努力でやっていただくということでは大変ありがたいことですが、また、この会社がいろいろな小学校、公民館とかいろいろな建物も見させていただきました。各種いろいろなことを建設されているということも承知しておりますので、そういったものに負けないすばらしい建物としていただきたいと思っておりますけれども、やはり大規模な、かなりの予算をかけて建てかえではありませんけども工事になりますので、また一番劣化してしまったのが南中学校ではいけませんので、一番長くもっていただくというためにもそういった細かい配慮をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号について、挙手により採決します。

議案第42号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第42号 工事請負契約の締結について(知立南中(南棟)大規模改造工事)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時47分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第3号 憲法をいかして働く者の権利を守ることを求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○風間委員

いつも出る通例の陳情書でございますので、我が会派は一貫しておりますので、採択をお願いします。

○村上委員

今回の陳情についても、私も最低賃金の引き上げ、公契約条例ということでこちらのほうに書かれておりますが、先ほどの趣旨説明ありましたが、その中でも最低賃金、ここにもありますが、時間給を上げて下さいねという話もございました。その中に全国の最低賃金でございますが、愛知県はAランクということで、全国AランクからBランク、Cランクといろいろランクがありまして、どちらかという昔でいう通信簿の5、4、3、2、1ということで、Aランク入りは何県、何々ランクは何県ということで決められておりま

す。その中でのAランクということで、決して東京、大阪と同等するわけではないということで、そうはいうものの全国の中でのAランクということはトップグループ集団に入っておるねという話でございます。

愛知県は愛知県なりに頑張っておられるなどということで、最低賃金という部分については、行政、経営者、労働者の3者でいろいろ議論をしていたで、その中で、少しでも上げようという努力をしていただいておりますというふうに思っております。その辺のところにお任せしていくのかなというふうに思います。

それから、余り長くは言いませんが、地方自治体の入札と透明性の公平ということについては、これは重要だというふうに考えておりますが、今現在ここで言うておられるような多くの問題点がほんとに生じているのかなというふうに、そういう目で見ていくと、そうではないなということで、この辺のところについては我々の会派として常に言うておりますが、やはりなかなか承知できるものではないなということで不採択をお願いいたします。

○永田委員

陳情第3号でございます。第5号と似たような感じでありますので、ちょっとあわせて意見を述べさせていただきますというふうに思います。

陳情第3号は、憲法をいかして働く者の権利をも守ることの陳情書でございます。趣旨の内容はわかりますけども、条文が第3号から第20号まで全て一緒ということで、この内容に当たっても、うちらとしては賛同できる言葉ではありません。

それはさておいて、下記の項目が太字で書いてありますように最低賃金引き上げ、公契約条例の実現などが書かれております。最低賃金はその名のとおり最低賃金でありまして、これでほんとによいかというふうに思ってる人が労働者にも経営者にもないと思います。厳しい経済環境の中で、結果的にこうなっているわけでありまして、いかにも経営者が労働者を搾取しているかというのはいかがでしょうかというふうに思います。

我が市政会は、決して公契約条例反対の経営者の代表でもございませんし、最低賃金で働かせると言っているわけでもありません。それは賛成派、反対派それぞれ意見を聞いた中で議論を交わして結果を出ささせていただきました。

理由の反対という形でありまして、その2点を申し上げたいと思います。

1つは、公契約条例の政策の効果について疑問を感じるものであります。ワーキングプアの解消は、働く人の生活向上には私も大賛成であります。

しかし、これは本来国が、先ほども陳情者の言ったとおり、国が金融財政政策を通じて実現すべき課題だというふうにも思っております。人も資本も情報も自由に移動するグローバル経済の中で、一地方団体だけで実現できるようなものではないと思っております。病気に例えると、低賃金という風邪が流行しているとしたら、市役所近くの一部の患者だけ治療しても効果が乏しいのではないかと思います。むしろ市民の患者全体に金銭という薬が行き届くような仕組みをつくらなければ市全体の風邪の流行は退治できないと思っております。

しかしながら、市全体が患者全員に配る薬はありませんし、国のようにお金を印刷してばらまくこともできません。これを行うことは、それにかかわる財源も大幅に増加することになります。限られた財源の中で、それに要するコストは結局はその他大勢、納税者の知立市の市民の税金で負担するわけでありまして、だからこそ多くの市民の理解が伴う必要があるかと思っております。

2点目としては、公権力による民間企業経営の強権的な介入は民意の総意を工夫を重んずる自由主義の経済の精神に反するからであります。公契約条件は発注の権限で民間企業を賃上げを迫る仕組みであります。このやり方は自由で公正な経済を目指す近代経済法の理念に背くものだと思っております。

仮に仕事を請け負う企業が違法行為をしているなら是非が必要であります。法に諮り、適正に事業を営む企業に罰則をちらつかせて検査まで行うのは、いささか疑問に思っています。企業は、市役

所によるがんじがらめの規制の中で厳しい競争にさらされ、わずか1円の利益を生み出すためにも日々努力しております。

よって、陳情第5号も含まれましたが、第3号に対しては不採択をお願いいたします。

○杉山委員

陳情第3号、そして陳情第14号まで趣旨の部分の内容的なところで1点、特に陳情者が言っているらしい原発に対するエネルギーの基本計画についての云々のところもございましたけれども、我が党としましては、国民生活の影響を考慮しつつ、原発依存等可能な限り提言させるために省エネルギーとともに可能な再生エネルギーの拡大という点で堅持してまいりましたし、今回の基本計画への数値目標という点でも明記を勝ち取ってもらった状況にあります。配慮という形での公約でも、もんじゅですね、それに対しましても、これからは配慮に向かつての国際的な緊急拠点としての位置づけをしたという点では、これを本当に30年後を見据えた5年計画での基本計画でもありますので、そういった点で国民の皆様が不安にならないような、あくまでも再生エネルギーを目指しての計画案としての賛成もさせていただきました。

今回、陳情者が各点で題目となっていっている憲法を生かして核兵器のない平和な世界を求める陳情書とかいう部分とかというものを含めても、陳情の言葉については感じるものはたくさんございますし、今回の趣旨説明をいただいた思いに対しては同感するものでございますけれども、今言ったような点で今回不採択とさせていただきます。

○田中健委員長

それでは、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第3号について、採択することに賛成の委

員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第3号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第3号 憲法をいかして働く者の権利を守ることを求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

陳情第4号 憲法をいかして核兵器のない平和な世界を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○風間委員

当然この文言のとおり、大変大切なことだと思いますので、採択でお願いしたいと思うんですが、我々は総論の概念を極力尊重する上でのいつも態度表明を行っておるんですが、各論は少々いろいろあるのは感じ得るところはあるんです。今回の2番目のように、職場体験などによる生徒の自衛隊体験活動を行わないでくださいと。確かにうちの教育委員会というか学校の対応は、議会の指摘等もありまして、こういうものはやらないという方向性で過去よりきてるんですが、それはうちの判断で、うちの議会との論戦の中で教育委員会が下した判断でありまして、そういうのはいいと思うんです。

ただ、これは全体的に希望する教育委員会も出てくるわけですね、全体的に見れば、全国800何市あるんだからね。そういう中で、自衛隊側にこれは体験活動を行わないと。もしそういうのをシャットダウンしたらね、やっぱり現実にあるこういう組織の実態を見るというのも十分な体験にはつながるのではないかと。

だから、こういう文言が添えられるというのはいささかどうなのかという議論うちの会派の内ではあったんですが、しかし、総論は原則論だということで採択ということで議論の途中の一端を添えさせてもらって態度表明とします。

○村上委員

陳情第4号に対して意見陳述させていただきます。

民友クラブとしても、この件についてはいろいろ議論をさせていただきました。当然その中で、核兵器をなくしていこうということに関しましては、これは当たり前だということでもあります。

そうはいうものの、まだまだ原発のものについては議論をされていくだろうし、将来的にどういうふうになっていくかということもございます。この辺のところについては、あくまでも武器という部分については、これはもう絶対に許すことができないなというふうに思います。

そういうはいうものの、国家間の中で地球平和ということではいろいろ議論していただいております。日本代表もそちらにほうに出ていって議論をしていただいております。これは当然国のほうにお任せをしながら我々はそれを注視すべきなのかなというふうに思います。

先ほど結果としては逆になるんですが、風間委員のほうも言われました、職場体験に対して生徒を自衛隊の体験学習に行かせないでくださいと、これは今現在、一生懸命活動されている自衛隊に対して、どちらかという失礼だなというふうに思います。やはりそういうところを望む子については、しっかりそこを学んでいただいて、将来逆にそれを職業にするのか、体験をして、やっぱり自分には向いてないのかなということを確認する意味でもこういうところにも職業としてあるんですから、これはこういう言い方はふさわしくないのではないかなというふうに思います。

以上、不採択でよろしく願います。

○永田委員

陳情第4号でございます。憲法をいかして核兵器のない平和な世界を求める陳情書でございます。

趣旨もさることながら、知立市は御承知かと思えますけども、平成22年6月に戦後65年の節目である年に平和都市宣言を行いました。その中で、ほんとに世界が平和になればと誰がしも思っていることでもあります。その中で、先ほど意見が出

てきたところで、この陳情の趣旨の職場体験による生徒の自衛隊体験活動を行わないでくださいというようなことをうたってあるわけでございまして、この辺に関しては、やはり賛成できるものではないかと存じます。

自衛隊の体験活動は子供たち自身で決めるものであります。それを偏った物の言い方で反対することは賛同できることができません。阪神大震災、東日本大震災、各地の災害、台風などで命がけで救援活動をされている自衛隊に感謝し、その姿勢を子供たちが学ぶことがなぜいけないのか、子供たちの希望を関係ない私たち大人たちが踏みにじることは決していけないというふうに思っております。

自衛隊に行きたいという子供たちの気持ちを考えたことがあるのか、しかも特定の職業だけ反対するのは問題であります。例えば自衛隊の体験で銃を発砲させたというのなら問題があるかもしれませんが、国内外の地震など救助活動や公民授業などで国防の仕組みに興味を持ったという理由なら私は構わないと思っております。

よって、この陳情第4号に対して不採択をお願いいたします。

○杉山委員

第3号でも述べさせていただきました。第4号に関しましても、憲法第9条を守り、核兵器廃絶、平和に向けた施策に取り組んでください、このとおりに私たちも市、県、国へという形でのネットワークをもちながら働かせていただいております。

先ほどの総論でというお話もございましたけれども、先ほど細かく言いました各論の部分でちょっと思えない部分もございます。そういった点で、申しわけございませんが、こちらも不採択とさせていただきます。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わります。

それでは、これより採決します。

陳情第4号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第4号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第4号 憲法をいかにして核兵器のない平和な世界を求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

陳情第5号 適正な下請け単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○風間委員

これも毎回出てくる陳情書でございまして、適正な下請単価や賃金、労働条件の確保、こういう部分から、我が会派は採択をお願いします。

○村上委員

この件につきましても、先ほど陳情第3号にちょっと似ておるのかなというふうに思いますが、やはり公契約法という部分について、この辺の趣旨はわかるんですが、やはりその前に最低賃金というのは法で守られておるということで、市がこういうものを請け負うという部分については、最低賃金がきちっと守られるかなと。これ、守らなければ法で罰せられますから、その辺のところだけしっかり周知していければいいのかなということで、わざわざこのことについて議論をするという部分については、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。不採択をお願いいたします。

○杉山委員

陳情第5号に対しましても、私どもも各自自治体との施策として、またしっかり勉強しながらこういった点についても勉強していきたいと思っております。



が、先ほどの趣旨の部分が一緒でございますので、不採択とさせていただきます。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第5号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第5号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第5号 適正な下請け単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

陳情第6号 実効あるパート労働法の改正を行うとともに公務職場への適用をはかることを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○風間委員

これも毎回の提出される陳情でございまして、実効あるパート労働法の改正、パート労働法の公務職場への適用を図ると、今、非常に問われておる状況であると思いますので採択をお願いします。

○杉山委員

きょう、陳情者の方が述べてもいらっしゃいました、非正規雇用の方々の、またパート労働法ということでの賃金に対するお話もございまして、こういった福祉という点、私どもも自分たちの自治体の中から、そして県へと、また国施策としても勉強させていただいているところでございます。

そういった趣旨では同感するところもございしますが、また違う形での提案として働いてまいりますので、こちらの陳情に対しましては不採択とさせていただきます。

○永田委員

陳情第6号でございます。パート労働法において公務職場は適用除外となっておりますが、政府でパートタイムの労働法の趣旨を踏まえた助言を行っております。それぞれの自治体において適正に処遇されているものだと考えます。

よって、パートタイム労働法の公務職場への適用は現時点では政府・与党の政策として取り上げられない状況でありまして、この陳情趣旨を見ましても採択できないところがありますので、不採択でお願いいたします。

○村上委員

この件につきましては、毎回同じような意見陳述をさせていただいておりますが、民友クラブとしても、このことについては多く語ることもないのかなというふうに思いますという観点から、不採択でよろしく申し上げます。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第6号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第6号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第6号 実効あるパート労働法の改正を行うとともに公務職場

への適用をはかることを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

陳情第7号 公務・公共サービス体制と機能を充実させるとともに暮らしを破壊する道州制の導入は行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○風間委員

この陳情も毎回出てくる陳情でございますが、前段はうちも当然のことで、充実をさせることが重要と考えておりますが、この道州制の導入はいつもちょっと気になってはおったんですが、この際、申し上げておきたいのが、私どもは地方分権、分権自治は大賛成なんです。道州制の制度自体は今、審議会が制度調査会がつくっているという素案がまだ問題点がありありということで、それを導入するような環境になったら非常に地方分権の本来の精神とは少々違和感があるなという部分で道州制の制度は反対なんです、地方分権自体は推進と。

現実に平成23年の4月、8月に地域主権改革一括法ができて、今まではかけ声だけで財源もなかなかない、権限も移譲されない、正式にね、それがようやく条例改正で公園の設置を国の独自基準でつくる条例改正が行われたんだね。福祉のほうの道路を優しくするような、そういう構造の基準が条例で改正されて、ようやく現実に手応えのある制度化がされている状況なんです。だから、まだまだ県からもごく一部しかまだきてないんですし、ほんのごく一部の改革の今現状だと思いますが、今後ここには拍車がかかってくると思うんです。そういうのは期待してやまないわけでございますが、ただ、一括ひとくくりで誤解されると我々もつらいものですからね、道州制は問題があると、疑義があると。

ただ、地方分権、分権自治は大いに推進してもらわないと困ると、こういうことをつけ申し添えて、もうちょっと今後はこの意見書もわかりやすく書いてくれるとありがたいんですけど、そ

ういうのも注文もつけさせていただいて、採択でお願いしたいと思います。

○杉山委員

今、風間委員もおっしゃられましたけれども、地域主権ということで、党としては、この道州制という暮らしを破壊するような道州制という点では、当然いけないわけですが、今、国が求めているもの、また、これからもっともっと検討していかなければいけない問題だというふうに思っております。

ただ、この部分の点も含めて、我が会派としては、こちらに対しては不採択とさせていただきます。

○村上委員

この件につきましても、民友クラブとして議論をさせていただきました。立場的には不採択でよろしくおっしゃりたいと思いますが、道州制という部分については、最近なかなか口にされなくなってきたのかなというふうに思いますが、私どもは地域主権という言い方をさせていただいておりますが、地域主権改革や独立行政法人の抜本的な改革という部分については、やはりしっかりやっていかないとかなというふうには思います。

それは国が果たす役割と責任というのは非常に大きいわけなんです、今曖昧になっておるなということで、現時点におきましても、まだまだこの部分については検討の余地があるのかなということで、多くは語りませんが、まだ問題点が多いということで、今回のこの陳情についても一貫的に不採択とさせていただいておるということで継続させていただきたいと思っております。

○永田委員

私も陳情第7号に対しては、不採択でお願いいたします。

道州制の議論というのは、もう何十年前から行われておりまして、うちの会派としても、それを道州制するのかもしれないのかは個々の意見もまだ議論の余地もあるということなんです、この陳情書は道州制を行わずとはっきりして明記されている以上、この陳情書に対して採択することはでき

ません。

よって、不採択でお願いいたします。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第7号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第7号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第7号 公務・公共サービス体制と機能を充実させるとともに暮らしを破壊する道州制の導入は行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

陳情第8号 地方交付税、国庫負担金・補助金を増やすとともに、地方交付税額の算定に「行革努力」を持ち込まず、本来の目的のために拡充することを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○風間委員

これも毎回出てくるやつでございまして、地方交付税、国庫負担金・補助金をふやすとともに、願意、趣旨は理解できるところでございます。

ただ、この地方交付税の算定に行革努力を持ち込まずと、ここが少々議論にはうちもなりました。行革努力は常にすべき案件でありまして、地方交付税の算定を指して言うておるとは思うんですが、もう明確にこの算定基準がある以上は、基準財政需要額と基準財政収入額の比率の不足分と。それ

はそれでもうしっかりとした行政運営をした結果、財政力指数が1を切れば交付団体として国からその不足分が入ると、こういう厳格な制度でございますので、こういう部分がありますと、ちょっと少々本質の制度論からいうと違和感を持つのは事実で、そういう議論はあったんですが、全体の願意からいえば、特に今、知立市が抱えている現状を見ますと、こういう部分の充実強化は必要な部分でありますので、採択でお願いしたいと思えます。

○杉山委員

やはり行革努力を持ち込まずという点もひっかかりましたけれども、我が党としましては地域政党としまして、また県、国へとしっかり努力を重ねながら国も行革努力をしていただきたいと思っておりますので、この件に関しましては不採択でお願いいたします。

○村上委員

先ほど今、杉山委員が申されたとおりでございます。我々の会派についても、やはり行革努力をして、そういう部分を算定基準にさせていただいてやったところはきちっと措置があると。やらないところはそれなりなのは、これは当たり前の話であって、やはりここところは持ち込まずというのは考えられないなということで、不採択とさせていただきます。

○永田委員

私も不採択でお願いしたいんですが、昨年6月14日に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針において、地方財源を歳入面、歳出面から改革するとともに、地域活性化や経営改革にチャレンジする自治体が報われ、経済社会の構造に変化に適切に対応することを整備することが重要であるという考えを示しております。

この重点的取り組みのうち、頑張る地方の支援、地方交付税において、また新たな地域経済の活性化に資する算定として行革努力と地域経済の活性化、この成果の2つの観点から行くと明記されております。それによって、この陳情書に対しては行革を行わずというふううたっておりますので、

行革を行うのはもちろん当然なことであるというふうにも思っております。

よって、この陳情書に対しては不採択でお願いいたします。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第8号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第8号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第8号 地方交付税、国庫負担金・補助金を増やすとともに、地方交付税額の算定に「行革努力」を持ち込まず、本来の目的のために拡充することを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

陳情第9号 「給与制度の総合的見直し」は行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○風間委員

これは少々議論を要しました。ただ、最終的にはこの陳情の文案にもありますように、公共関係の労働者、公務員とか、低賃金を押しつけることと、これがイコールになるのかどうなのか、我々もちょっとまだ十分な検証はしていないということは申し上げておきたいと思うんですが、ただ、総体的にはそうなるのかという印象論ではありますが、ただでさえ公務員は、今、人事院勸

告で4年、5年も給料が下がり続けて、今は維持ですかね、ここ1年は。そんな中で、やはり最低限の生活保障としっかりと仕事をしていただく地方自治体では、この地方自治体の市政の発展や住民福祉の向上、そういうものに向かってしっかりと努力していただく最低の基礎環境は必要だと思いますので、こういうものも必要であるのではないのかということで見まして採択でお願いします。

○杉山委員

こちらに対しましても、ほんとに格差は拡大してはなりません。そういった格差が拡大しないような形での見直し等も必要かというふうに思いますし、いろんな点での先ほども述べましたけれども、我が党といたしましても、いろんな施策提案をしながらしっかりと向き合っていきたいというふうに思っております。

内容の部分で先ほども含めて、こちらの点について不採択とさせていただきます。

○村上委員

民友クラブとして、この件につきましても議論をさせていただきましたが、今回出てきたのが新しい内容なのかというふうに思いますが、我々の組織にしても、そして我々の会派としても、やはり給与制度というのは総合的にきちっと見直して頑張った人、頑張らない人、それなりの人と、こういう部分できちっとした制度を確立させるとというのが私らの趣旨だなということであります。

給与制度を総合的にどういった形で見直していくかと、これが注視するべきところなんですが、やはり見直しという部分については行うべきということで、不採択でお願いいたします。

○永田委員

陳情第9号でございます。本案について、そのまま御賛同いただくことは適切ではないと考えております。昨年の8月、人事院勧告において地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し、また、職務や職責に応じた給与などを内容とする給与制度の総合的見直しを言及されたところであります。

また、公務員の給与改定に関する取り扱いについて、国家公務員給与について現場の賃金をより公務員給与に反映させるための見直しなどの給与体系の抜本的な改革に取り組んでおり、平成26年度中から実施に移すとして地方の意見を聞きつつ検討するものとされております。

こうした状況を踏まえて、地方公務員の給与、現状分析や関係者からの意見聴取を行って、公務員の給与制度の総合的見直しにかかわる検討を行ってところでございます。社会情勢の変化に伴い、給与制度の見直しを行うのは当然なことだと考えております。

よって、この陳情に対して不採択でお願いいたします。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第9号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第9号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第9号「給与制度の総合的見直し」は行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後0時24分

再開 午後0時27分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第10号 消費税の税率を5%に戻し、社会保障の充実を図るとともに、金融取引税等の創設を求める意見書の提出を求める陳情書の議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○風間委員

消費税に関しましては、私は平成元年の3%導入時、そして平成9年の5%に改正時、そして今回と一貫して反対をしております。財源の必要な部分というのは十分理解をしておるんですが、その必要に至るまでの行政運営上の部分が妥当かどうかと、ここがいまいち明らかになっていないという部分。それから、特に5%改正時は福祉に回すという大きなふれ込みのもとでありましたが、果たしてそういう実態になったのかどうかも明らかになっていないと、こういう不十分な点があると。

今回でもそういうことの懸念は当然されるわけでございますし、財源の必要性はわかりますし、また、ここの公共事業等の話も文面の中にはありますが、これは政権が交代しても前民主党政権になったときでも、なかなかそういう部分の余裕はなかったんだというのが明らかになっておるような話でありまして、なかなか難しい部分はあるんですが、国の特別会計とか本会議での部分からのそういう十分な見きわめができずに、やはり軽減部分はほんとに少なかったという部分はありまして、難しさはある。

だから、財源の必要性は十分理解するんですが、そういう過去の歴史的経過の不十分性とか、また今せっかく景気が上向いて、またこういうものが来年の10月には10%も用意されておるというような中で、果たしてどういう方向性になっていくかという不安は、私のみならず地域住民の不安は大きいと思いますので、こういうものは慎重にしていくと。そういう部分では、当然反対しておりますので、5%に戻すというのは賛同できるわけでございますし、また、後段の金融取引税の創設、これは現在の景気の回復度合いから見て、こうい

う税を創設すること自体、我が会派はまだちょっと少々検証不足でございますが、こちらには余り触れないような形で、全体の願意を消費税のほうに基軸を移させていただきまして、この陳情第10号には採択でお願いしたいと思います。

○杉山委員

4月1日より8%ということで国民の方々に御負担としていたわけですけれども、社会保障の充実ということで、ほんとにこの点が一点、国民の方々に理解をお示しいただかなければならないというふうに思っております。

10%になる段階での軽減税率の導入ということで、我が党としてもしっかり勉強させていただきながら働いております。今回この点についての陳情に対しましては不採択とさせていただきます。

○永田委員

陳情第10号、消費税ですね、確かに5%から消費税が上がって個人的な家庭でも影響がないといえようそになります。しかし、今の日本、厳しい国家財政を安定させるためには、社会保障の持続可能なものとするために消費税の増税は避けられないものだと私は考えております。

税金は安ければ安いほどいいに決まっているわけでございますけれども、この国の借金のことをいろいろ将来のことを考えますと、社会保障の充実、所得の低い方々に対して還元されることと信じております。法人税減税についても企業の国際競争力を維持するための施策と考えます。金融取引税については諸外国の実績が乏しく、また慎重な検討が必要かと考えます。その点を含めて、この陳情書に対しては採択することはできません。

よって、不採択でお願いいたします。

○村上委員

この陳情第10号ですが、消費税の税率を5%に戻すと。今現在8%ということなんですが、戻して、なおかつ社会保障制度の充実を図ってくださいということなんですよ。

このところについては、今までも確かに社会保障制度というのは充実がなかなか図れないということございましたけど、この辺のところは

く違和感を感じます。やはり社会保障制度を維持する、これからは拡充するためには、どちらかというと社会保障制度と税という部分については一体的に考えるべきであって、これが社会保障制度は社会保障制度、その税は税という、これはとても考えられないということで、やはり一体改革をするということが不可欠なのかなというふうに思っております。

私どもは、消費税というのは税制改革の中でも広く薄く確実にいただけるという部分、低所得者とか非課税世帯というところについては、また別途考えるべきであって、基本的には究極ですが、消費税一本にして、もう少しパーセントを上げると。ほかの税金という部分については、逆に廃止するというのが基本なのかなというふうに思っております。したがって、このことにつきましては不採択でお願いいたします。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第10号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第10号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第10号 消費税の税率を5%に戻し、社会保障の充実を図るとともに、金融取引税等の創設を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

陳情第11号 オスプレイの自衛隊への導入は行

わず、米軍のオスプレイの配備の撤回、普天間基地の閉鎖・撤去を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○風間委員

この陳情は一致を見ませんでした。1番は理解するところで共有はできたんですが、やはり全体的なこれは日米安保の状況とアメリカの基地という非常に大きな見地からの国政の今アメリカの外交を交えての喫緊の重要課題で、将来方向性を議論している中で、地方議会のほうから、この国の直轄の権限事項である国防外交、こういう部分を論じ切ることができなかったなという部分で、今回では陳情第11号に関しましては賛成できずに、不採択でお願いいたします。

○杉山委員

私は、今、風間委員がおっしゃられました、こういった普天間基地閉鎖、撤去に関する事、沖縄の皆様に関しても、いろんな意味で不自由を感じられている部分、そういったことは同感させていただいておりますし、そういった意味も含めて、国を挙げていろんな点での問題を考えていく部分だというふうに思います。この点に対しましても不採択でお願いいたします。

○石川委員

私どもは、不採択でお願いしたいと思います。オスプレイの配備は海兵隊の即応力というのが格段に上がるんです。尖閣諸島を含む南西諸島防衛における抑止力強化には絶対必要なものと考えます。

オスプレイは沖縄に配備されていますが、その存在により抑止力は日本全体をカバーしています。したがって、訓練も日本全体を見据えて行われるのは当然です。沖縄に集中している負担を少しでも軽減させることにもつながります。

以上の点から、陳情第11号については不採択でお願いいたします。

○村上委員

陳情第11号に対して、民友クラブとして討論に参加させていただきますが、先ほど石川委員が述

べていただいたというのは国の中の背景かなというふうに思います。

我が会派としましても、確かに沖縄県民の負担軽減という観点では理解できるというところがございますが、日米安保条約のもと、国家間での取り決めに関しては、やはり知立市という地方議会としてこれを意見書を提出するということに対しては、非常に違和感を感じるなということで、そのような理由でこの陳情に対しては不採択ということをお願いしたいと思います。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第11号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手はありません。

次に、陳情第11号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、陳情第11号 オスプレイの自衛隊への導入は行わず、米軍のオスプレイの配備の撤回、普天間基地の閉鎖・撤去を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

陳情第12号 核兵器のない世界をめざして積極的役割を果たすとともに、非核3原則・武器輸出3原則を遵守し、米軍基地の撤去をすすめることを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○風間委員

この件は、我が会派は一貫して核兵器のない世

界をめざしてという非核3原則、この部分で一貫した姿勢を示してきておりますので採択でいいんですが、ただ、この3番がついておりますので、米軍基地の撤去、先ほどの3番の普天間基地の閉鎖・撤去、ここら辺が矛盾してこないかという議論もあったんですが、先ほどは個別基地の今一番議論になっている難しい状況の個別単位での要望事項と。今回は全体の米軍基地の撤去でございますので、これはそういう必要論は総論では国民の皆様方も必要だろうと。行き場はどうなるのか、ここで苦慮しているわけですから、そういう部分では矛盾しないぎりぎりの線でいいんじゃないかということで、これは陳情第12号は以下、特に核兵器のほうを重視した願意を尊重させていただきまして、採択をお願いします。

○杉山委員

核兵器のない世界をめざしてという部分、憲法第9条の戦争放棄、戦力の保持、交戦権の否認を生かし、核兵器のない世界を求めて積極的な役割を果たすこと、非核3原則、武器輸出3原則を遵守すること、そして米軍基地の撤去を進めること、以下、陳情者の思いの部分は、私どもも核兵器のない世界をしっかり目指して日々努力させていただいております。そういった部分、国へもしっかりと意見等の部分を日ごろから国会議員の立場でも述べさせていただいております。

そういった中で、一番最初の第3号にも戻りますが、今回の陳情書の中身の部分で同意を得ることができません。そういった点で、申しわけございませんが、不採択とさせていただきます。

○石川委員

私は、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

在日米軍は、アジア太平洋地域の平和と安定に大きく寄与しており、ひいては我が国の平和と安全に貢献しております。米軍基地の撤去は現時点では考えられませんので、不採択です。

○村上委員

陳情第12号について、民友クラブとしてまた討論に参加させていただくわけなんです、ここに

書いてある、確かに核のない世界を目指すという部分については、これは全ての人が願うということは至極当然のことであるなというふうに思います。

今回、非核3原則、武器の3原則の厳正遵守ということについては、ここでほんとにそれをすばっと言い切っちゃっていいのかなというところは我々の会派としても議論をまだまだするべきのかなというふうに思います。

それと、3番目なんですが、米軍基地の撤去という部分については、我が会派としてはまだ今のところ考えられないということでございます。この陳情については、不採択でお願いいたします。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第12号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第12号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第12号 核兵器のない世界をめざして積極的役割を果たすとともに、非核3原則・武器輸出3原則を遵守し、米軍基地の撤去をすすめることを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

陳情第13号 集団的自衛権の行使は認めず、「国家安全保障基本法」を制定しないことを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。



御意見等がありましたら発言をお願いします。

○風間委員

今ちょうど議論のさなかでございますが、重要な部分でございますが、この裏面の今、自民党の議院内閣制であります現政府が行おうとしております、その与党であります自民党総務会の村上誠一郎元行革担当相が記者団に語ったと。集団的自衛権を憲法解釈で変えることになれば政権が変わるたびに解釈が変わる。法的安定性を害するし、国民の信頼性を得られないと、立憲主義にも反するもので言語道断と、まさにここに同感でありまして、やはり立憲主義に基づくこういう一番重要な根幹な部分は法律改正で十分な議論をして国民総出のもとにこういう制度は変えていくべきではないかと。一政府政権与党の政府、ここの法解釈論、憲法解釈論でこういう重要な案件を移行していくというのは、非常に国民主権の立場から考えますと心配の念を表明せざるを得ませんので、この陳情第13号に関しましては、不採択をお願いします。

○石川委員

集団的自衛権については、今、国会で盛んに議論されているところであります。それが我々のところでいろいろ議論すべきなのかどうかというのは、なかなかその経過を見なければいけません、日本の国も世界の中では先進国です。知立国という位置づけになっておりますから、今までのように、ほかのところがやってくれるからというような意味合いで見ているわけにはいかんと思います。

そういう意味からしても、やはり同盟国とはうまく組んで、しっかりと防衛をしていかなくてはいけない。世界の防衛に当たらなくてはいけないと、そういう意味合いは持っております。ですから、行使を認めずというわけにはいきませんので、またどうも6月12日の閣議決定は、今国会の見送りの公算が大になったということは、さらに検討していこうという姿勢を示しておるわけですから、今ここで国のほうへ意見書を送る必要もないと思います。

以上をもって、不採択といたします。

○風間委員

まことに申しわけございません。先ほど不採択と申し上げてしまいましたが、採択でございますので、おわびして訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

○杉山委員

集団的自衛権行使についての先ほどもお話がございました。憲法解釈でこの憲法をという解釈論でこの状況はできるかということで、今まさに論議が醸し出されておりますし、現状的にはお話があったとおりでもございます。

今この陳情という立場ではございませんので、これに関しましては不採択とさせていただきます。

○村上委員

陳情第13号につきまして、先ほど石川委員、後段のところで触れておられました。そのことにつきましてはそうなのかなというふうに思います。

それから、ここに書いてあります集団的自衛権を行使を認めないという部分については、やはりその状況に応じてどういうふうにしていくべきなのかなという部分については、私個人的にも今、国がどうのこうのということじゃなくて、やはり個人的にもそういったところについては、きちっとした正義を守るということの中で、やむを得ないなというときもあるでしょうなというふうに思います。

それから、ここに書いてあります国家安全保障基本法ということで、これをつくるから戦争のできる国ということは言い切れないのかなというふうに思います。したがって、この件につきましては、不採択でよろしくお願ひしたいと思います。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第13号について、採択することに賛成の委

員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第13号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第13号 集団的自衛権の行使は認めず、「国家安全保障基本法」を制定しないことを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

陳情第14号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○風間委員

これは前回に続きましての陳情書ということでございまして、法律は制定されたという御説明もいただきまして、11月に施行という流れの中で、やはりまだ不十分な内容の点もありますし、ほんとに国民生活が脅かされるような状況も改善されておられません。

ですから、この残りの期間に十分にその辺は審議、調整をしていただいて、そのような不安を払拭する努力がまず必要であるというふうに思っておりますので、当然前回に倣いまして、この陳情第14号は採択でお願いしたいと思います。

○杉山委員

第21号で詳しくさせていただきますが、前回もお話させていただきました。今回、今、風間委員がおっしゃられましたように、国民の中でまだまだ不安視される部分、明確になってないように感じられている部分がたくさんあるかと思っておりますけれども、あくまでも国民の国家安全保障に必要な情報の漏えいを防止したという点で、まずこの点についての不採択とさせていただきます。

○石川委員

陳情第14号と第21号と同じでございますので、1つで述べさせていただきます。

特定秘密保護法案というのは、国会を通過しているわけでありまして、これからいろいろなまだ運用面のことをいろいろ検討しなければならないという部分にありますが、全てネガティブな発想のことばかりが述べられておりますので、決してそうではありません。もう全部何でもかんでも秘密をしゃべらなくてはいけないのかという部分では、とてもそういう部分ではありません。国民を置いていくような世の中ではありません。昔の戦争中のことを考えれば、今、国民全体が大変な教育を受けておりますし、とてもそんな昔のような一律の命令によっていろいろ動くというような時代ではありません。それがあつたわけですが、大変ネガティブなことばかりが先ほどの集団的自衛権におきましてもそうですが、大変ネガティブなことばかり書いてある。それで果たしてやっつけられるのかということもあるかと思つた。

そしてまた、この運用面のことにつきましては、いろいろ今、国会で審議されておまして、ちょうど昨日、特定秘密保護法の運用を監視する衆参両院に情報監視審査会を設置するという国会法改正が12日、衆議院の運営委員会で採択されました。恐らく、きょう13日、衆議院の本会議で可決されると思つた。このように監視の調査会もありますし、何もそのまますぐに命令的にやられると、そういうものではないということ認識していただければと思つた。したがって、これは不採択とさせていただきます。

○村上委員

この件につきましては、平成25年の12月16日の企画文教委員会の中で触れられております。そのときには、今、石川委員も述べられました、杉山委員のほうも言っておられます。それから、私のほうもこの部分については、国として全てのものをさらけ出すということじゃなくて、やはり国民が知らなくてもいいことはきちつと国の中で、そして国家間の中で議論をしていっていただいて、国民を守るということでは逆に必要なことではないのかなというふうにも思つた。

そして、もう一点は、このことについては昨年

の12月に閣議決定されて、そのものについて先ほども言われておりますが、国のほうで議論されておるといことで、知立市議会として、ほんとにこのことを議論して国のほうにあげていくのかなという違和感を感じずるのかなというふうに思います。したがって、この件につきましては不採択。第14号、それから第21号、これ関連ということで、双方不採択ということをお願いしたいと思います。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第14号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第14号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第14号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第21号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書に関する陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○風間委員

これは先ほどと同様で、会派の態度は同様であります。賛同署名が400少々きているという、ここを十分に配慮しないといけないということと、趣旨機会でもしっかり議論してちょうだいという意見も添えられておりますので、そういう部分に立って、次の自由討議で若干振らせていただこうと思いますので、採択をお願いしたいと思います。

○杉山委員

今回、陳情者の方が数点にわたりまして議論をしていただきたいというお話もございました。我が党としての考え方を申し上げさせていただきます。

この法律に対しましては、さまざまな批判や疑問も呈されておりますけれども、決して国民の知る権利、また、報道の自由を規制するものではないというふうに考えております。

特に我が党は、政府との協議の間で国民の知る権利への保障への修正を迫りまして野党との合意形成についてもリードしてまいりました。特に今回こちらの私たちの考え方としましては、現在、日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しております。国民の安全や国益を守るためには、これまで以上に大量破壊兵器や国際テロ活動に適切に対処できる国になっていく必要があります。そのために安全保障に関する重要な情報を迅速に入手する必要があります。

しかし、現在の日本には安全保障に関する重要な情報の漏えいを防ぐ法整備が万全ではないために、こういった漏えいが懸念される日本に諸外国は重要な情報を共有しようと、そういうふうにしてくれないという問題があります。いまや特定秘密を守るための法整備は国際基準となっているという状況にあります。

そういう中で、国民の皆様が特に一番に感じていらっしゃる国民の知る権利、これがほんとに守られるのかという点であります。取材活動は処罰の対象外という点であります。報道機関が公務員から特定秘密を聞き出すと処罰される。そうなる国民の知る権利が侵害されるのではないかとこの声があります。そこで公明党の主張で当初の政府案にはなかった国民の知る権利、報道の自由を条文に明記をさせました。そして、報道機関の取材行為は法令違反や取材対象者の人格をじゅうりんするような著しく不当な方法に当たらない限り正当業務防衛としての処罰の対象とならない旨も条文化しております。

加えて、修正協議の中で特定秘密を取得する行

為は外国の利益を図るなどの目的、スパイ等の目的がなければ処罰されないように修正し、通常の取材活動は処罰の対象とならないということが一層明確となっています。一般の国民の皆様が何が特定秘密であるかを知らずに、またスパイ等の目的をもつこともないので、知ろうとした情報が偶然特定秘密に該当するものであったとしても処罰されることは決してありません。通常の生活を送っている国民が処罰されるようなことは決してあり得ません。

現在も42万件ほどの秘密がある中で、なぜこの内訳といいますか、特定秘密の範囲が際限なく広がらないのかという疑問も呈される方もいらっしゃると思います。これは行政が勝手に指定はできません。現在、特別管理機密として指定されている約42万件のうち、約9割が情報収集衛星から撮影した写真であり、次に多いのが外交防衛で用いられる暗号であります。特定秘密を行政機関の長が勝手に指定することはできません。

我が党の主張で行政機関の長は、有識者会議の意見を聞いて首相が決定した統一基準に諮り、特定秘密を指定することとなりました。また、行政機関の長が実際に統一基準に従って指定解除を行っているかを市長が確認し、改善の指示が出せるようにもいたしました。このように事前事後のチェックを通じ、特定秘密の範囲が広がらないようになっています。さらに法案の附則には、独立した第三者機関を設置しての運用状況チェックをすることということも明記をされております。

あと、皆さんの疑問の中の、むしろ秘密保護よりも情報公開を進めるべきではないか、そういう点もあるかというふうに思います。国家国民の安全保障をするために公開になじまない情報もあります。

しかし、秘密指定の必要がなくなった情報を速やかに公開することは、国民主権の観点からも当然であります。修正協議の結果、公明党の主張によりまして、30年を超えて指定の有効期間を延長することについての内閣の承認が得られなかった文書は国立公文書館等で移管するとの明記もいた

しております。衆議院での公明党の質問に対しての首相の言葉もございますが、排除させていただきます。

一番のことは、戦前の治安維持法のように国民の自由が侵されないか、この点が一番心配もされるような思いがあるわけでありますけれども、戦前の治安維持法というのは、当時の国家体制に批判的な思想、信条に基づいた運動を処罰することを目的とした法律でありました。特定秘密法は公務員などによる国家の安全保障上の必要な情報の漏えいを防止し、国家の安全保障、国民生活の安全の確保を資することを目的とするというもので、全く異なります。日本国憲法は思想、信条の自由を基本的人権として掲げております。決して侵してはならない国民の権利であるということを明確に規定をいたしております。

その点につきましても、我が党がこちらの特定秘密、この法案に対して賛成した理由は多々ございますが、まずはとにかく国民の自由、信条の自由は決して侵してはならない、この一点については我が党も決してそこから外れることはありません。

そういった点で、今回の陳情者の思い、そして当初に始まった説明の中での疑問部分、まだ解明されない部分があるかもわかりませんが、そういった点で、我が党としては、こちらを賛成させていただきましたので、陳情者に対する意見書の点につきましては、不採択とさせていただきます。

○田中健委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

○風間委員

先ほどの趣旨説明で、また議会の意見要請書だったかね、そこにも過去にも指摘がありました、なかなかこういう請願・陳情の分野で議会は議論していないじゃないかと、市民の意向を酌んで議論してくれてないと、こういう厳しい指摘があったんですね。それを受けて、きょう、ああいう趣旨機会の冒頭のお願いの発言があったと思うんですが、それで自治法上の第99条2項には、この意

見書は国、国会、地方公共団体に出せるという規定でありますので、それに基づいていつも審議して、審議は第109条の委員会の審議ですね、委員会で付託された議案・請願を審議していくと、そういう形で、この審議というのは請願・陳情においては是非をつける、そういう意見表明にとどまるという、こういう制度論ですから、当然限界があるんですよ。だから、傍聴者が市民の皆さんから見ますと不十分きわまりないと、こういう厳しい御指摘をいただくんですね。しかし、制度論ですから仕方ないんですよ。

ただ、それが地方自治体のことの内容ならば、以前はここで条例を修正して中小企業振興条例をよりよいものにつくり上げましたよね、委員会から議員提出議案という形で。これが地方公共団体に関するようなものであれば、ここで意見の一致を見れば委員会として出そうやという話で、直近のあと残された委員会等、そういう環境があれば、あるいはなければ議運等とはそういう部分で出せる可能性はあるんですね。

ところが、国会に関しては、これは手が届かない部分にあるんです。請願・陳情は原則として全て受けるというのが原則になっていますが、司法を侵害するようなそういうものは受けてはいけませんよとなっていますし、あと、国会で今、審議中のものは余り好ましくないという、こういう行政実例の見解があるんですね。だから、前回審議中で、まさにこういう反対の意見書が出るというのは、まさにその規定、行政実例に沿った規定でありまして、だから審議ができないと。ただそれだけの話で態度表明しても全然問題ないんですね。

ただ、今回は法案は成立したけど、先ほど石川委員紹介していただいたように、まだ関連法案が審議されて11月から施行という流れの中ですから、当然そのグレーゾーンの範疇に入っていると思うんですね。

ただ、それは制度論でありまして、当然先ほどの例からすれば、これはバツという、不採択というのは明らかでいいんですけど、私、気になるのは、こういう住民の皆さんの賛同署名もいただい

ていると。ああいう趣旨機会という議会改革の中で、我々が一番の住民の皆さんと距離を縮めて意向を確認する、そういう制度も大々的にPRしながらやって、そこでの意見は表明されたわけですよ。だから、それは尊重しないとイケないなど。この限られた制度の中に何をやっていくべきかと。

そうした場合に、先ほど杉山委員がいろいろ深く分析された意見を前回に引き続き言われてますが、それをやり合っても、ただ単に意見を交換して終わりということで、何ら期待に応えることにはならないですね。

だから、私が申し上げておきたいのは、そういう形でまだまだ法律が試行過程の段階におきまして、市民の注目もあるわけです。異論、反論もある、そういうふうな解釈できる状況の中で、やはり議会が無策じゃいかんなど。

だから、各会派でそういう今後の状況をしっかりと見きわめながら、注視しながら、いつでもそういう説明に耐え得るような状況を構築していくと。また、こういうところで議会としてあるべき姿を構築してもいいじゃないかと、こういう案件はですね、そういう部分でここで確認合意をする議論をひとつやっておいたほうが、これでまとまらなければそんなことは必要ないと。制度論にのっとって粛々とイケばいいんだと、そういうことでいいと思いますが、一応は私ちょっとその辺、懸念していますので、制度論的に見た今前段の例は申し上げましたが、こういうものはそういう方向性を11月施行までに議会としても説明責任を耐え得る範囲におきましてのそういう環境をつくっていく必要があるんじゃないかという、その各会派の御意向だけ確認しておきたいなと思うんです。

○田中健委員長

ただいま風間委員から発言がございました。それに関しまして、他の委員の発言を求めます。

○村上委員

これ、今のお話にもございましたが、こういった部分については、議会として統一見解を求めるといふ部分については非常に難しいと思います。それぞれの会派、それぞれの個人、これ、賛否両

論だと思うんですね。そういった中で、それぞれの思いをそのときに問われたときに、その方たちに述べればよいということで、議会として統一見解なんかは恐らく出せないと思います。これ、私の意見としておきます。

○杉山委員

自由討議等で先ほど示されたように、条例の修正案等での意見交換といいますか、自由討議ができるという状況の一つずつ経て修正案が出てという、そういった審議会でつくっていくものというのは意見が出しやすい部分等またあると思いますし、先ほど風間委員が言われたような部分で、市民の方々が各議員としての意見を持っているのかという部分でも疑問符であったり、会派としてのきちんとしたものを持つてるのかという疑問であったり、そういった点では、議員としてどうなのかということが感じられる部分が残っているので、一つ一つのこういったときの陳情を出したものに對することに御意見があるのかなというふうに思います。

それを一つ一つの議案の中で、こういった形で自由討議とはまた違った角度で自分の意見を採択、不採択ということで述べさせていただいているわけで、その後の修正になるものでなければなかなか意見というのはまとまりにくいかなとは思いますが、そこで意見を言うということが大事であるということであれば、またそういった形のものというのはもっていかなくてはいけないのかもわかりませんし、また、もっていくべきなのかもわかりませんし、もっていかない方向にいくのかなということで、一つに意見はまとまらないんですけども、市民の皆様が期待されていらっしゃる感覚はわかるんですが、それを求められるべきものができるかどうかというところで少し心的なものはまだもっていませんので、会派としての意見ではなく、今、私は個人の意見としてはそういうふうに思っています。

ですから、自由討議という場所をいただいているものに対しては、どんどん意見を述べさせていただけるのがいいかなというふうには思います。

○石川委員

たくさんの陳情をいただいておりますが、国の制度の問題がほとんどでありますので、なかなかここで議論してどうこうしろというのは、ちょっと無理があるのではないかなと思います。

それぞれいろいろな意見をお持ちですが、なかなか統一した意見なるはずがありません。だからこれはそうやることもない部分だと思っておりません、私どもは。それをここでどんどん議論しろなんていう話は、ちょっと地方議会としてはそぐわないものではないかなと、そんなふうに思っております。

知立市議会は今のところ全部出てきた陳情を受けておりますけども、それも果たしていかがなものかというところをいろいろとこれからもみんなで考えないかん部分だと思います。これに今でも費やす時間が1時間以上、これはやっちゃいかんとは言いませんが、ほんとに知立市にとっての市民にとって必要なことは大いに議論をせないかんです。夜を徹してでもやるぐらいのことは必要だと思いますが、果たして国家の制度論、そういうものに対してどんどん述べるべきかどうかということは、ちょっと私は疑問に思います。

といいますのは、私どもの会派は、完全な政党を名乗っておりませんので、それぞれの考え方があって、なかなか統一ができません。そういう部分も配慮していただきたい。政党を名乗ってみえるところは、その政党のものに従っていくと思いますが、そういう部分を見ますと、なかなかそれ全部ここで議論するという事は難しいことかなと思います。

○風間委員

私は意見の一致とかそういう部分を求めたわけじゃなくて、そういう御指摘に対してしっかりと配慮していくその制度づくりといいますか、一応は対応をして、その結果だめならだめと説明ができる、そういう体制ができるわけですから、そういう部分。

ですから、当然意見なんかは一致するわけじゃないんですよ。だからこその委員会審議では多数決

の原則が採用されているわけですね。そこで最後は決すると、これはこれでいいんです。

ただ、それでも市民の皆さんから見ると、我々自由討議やって議論して、その結果多数決だ、何ら手続論を全然問題ないし、自由討議やってるところなんか、ほんとに数少ないですよ。議会基本条例にうたい込んだけど、いざ実施しているところというのは、まだ全国でもほんの数えるぐらいだと思います。我々、先進的にやらせていただいておりますので、そういう部分では自負はあるんですが、まだ不十分な形で映っております以上は、どうにかしてそういう形で議論する議会、行動する議会、そういうのを市民の皆さんに御理解いただく、そういう環境づくりが必要ではないかという部分から、そういう御指摘もいただきましたので何とかという部分ですが、議会としては無理に決まっているんです。だから、会派としてそういう部分は十分に検証を見きわめながら、常にそういう情報交換を、積極的な皆さんですから、ここの代表的な政党の皆さんは、だから、そういうところで十分にお話し合いをさせていただきながらやっていくという部分が肝要であると思いますし、そういう部分で十分に議論にのれないというような環境が一番残念がる一つの大きな議会の不信につながる状況かと思っておりますので、そういう部分を確認していただければよろしいかと思っておりますので、誤解のないように、制度論の再確認という部分で各会派の市民と向き合う、そういうスタンスの限定の確認ということで御理解賜ればというふうに思います。

○田中健委員長

各会派の御意見伺っています。議論はやぶさかではないという、ただ、今ここでの統一な見解は難しいのではないかという御意見でした。

なので、風間委員が求めた部分も今のこの自由討議の中で反映されている部分もあるのかなと思いますし、今後まだ議会改革の中で、またそこら辺は議運や特別委員会のほうでも進めていただければいいかなと思いますので、今回の自由討議はこの辺でおさめさせていただきたいと思いますが、

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第21号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手少数です。

次に、陳情第21号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、陳情第21号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書に関する陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後1時13分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長